

**第 2 号**

**(6月12日)**



# 令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

# 第2号

令和7年6月12日(木曜日)

## 議事日程 第2号

令和7年6月12日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉 篤ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 堤 泰之君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸 淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口 裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西 聖一君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
 知事公室長 深 川 元 樹 君  
 総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
 企画振興部長 富 永 隼 行 君  
 理 事 阪 本 清 貴 君  
 理 事 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 下 山 薫 さん  
 環境生活部長 清 田 克 弘 君  
 商工労働部長 上 田 哲 也 君  
 観光文化部長 脇 俊 也 君  
 農林水産部長 中 島 豪 君  
 食のみやこ 辻 井 翔 太 君  
 推 進 局 長  
 土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
 会計管理者 野 中 眞 治 君  
 企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
 病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君  
 管 理 者  
 教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
 警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
 人事委員会 城 内 智 昭 君  
 事 務 局 長  
 監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長 鈴 和 幸  
 兼 総 務 課 長  
 議 事 課 長 下 崎 浩 一  
 議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

池田和貴君。

〔池田和貴君登壇〕(拍手)

○池田和貴君 自民党・天草市・郡選出の池田和貴でございます。

本日は、一般質問のトップバッターを兼ねて、私のほうから質問させていただきます。自民党県議団では、私の後に橋口県議、南部県議、坂梨県議、高島県議、そして最後に中村県議と質問させていただきます。様々な課題がありますが、自民党県議団として、それぞれの立場で質問を用意しておりますので、ぜひ皆様方にはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

では、早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この定例県議会の冒頭に所信を表明していただきました越猪教育長の本県教育にかける意気込みについてお尋ねをさせていただきます。

教育を取り巻く環境は、少子化、人口減少や都市部への人口集中による地域間格差、世界的なグローバル化、急激な技術革新などにより大きく変化をしています。また、いじめや不登校、県立高校の定員割れ、教員不足、情報化や働き方改革など、学校現場は様々な課題を抱えています。

木村知事は、県行政の一番大事なことは教育と福祉と発言をされ、くまもと新時代共創基本方針においても、取組の基本的方向性の1点目として「こどもたちが笑顔で育つ熊本」を掲げられ、質の高い教育や未来を担う人材の育成に取り組むこととされています。

そのような中、本年3月19日に、2月定例県議会で選任同意された越猪浩樹氏が、4月25日に熊

本県教育長に就任をされました。教員出身の教育長は、17年ぶり、3人目ということもあり、この人事は大きな注目を集めました。

地元メディアの報道によると、木村知事は、知事選の公約で、世界に通用する質の高い教育の実現を掲げており、教員としての経験が豊富で、官民双方の教育界に精通した専門家として越猪氏が起用されたと伝えられています。

現在、県内の教育現場では、いじめや不登校、県立高校の魅力向上など、課題が山積をしています。加えて、国において、高校授業料無償化や公立高校入試の併願検討などが進められ、今後状況を見極めながら対応していく必要があります。

私の地元天草について言うと、高校授業料無償化により域外の私立高校への進学者が増え、地元県立高校への志願者がさらに減ることでの影響を心配する声が多くあります。

このように、教育を取り巻く環境が大きく変化をし、学校現場が様々な課題を抱える中、本県の教育の現状をどのように捉え、今後、高校授業料無償化への対応も含めて、どのように教育行政を推進するのか、元県立高校の教師として教育現場に携わってこられた越猪教育長の意気込みをお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) おはようございます。

私は、県立高校の教師や県教育委員会事務局の職員として、また、民間の教育機関の立場から、これまで、子供たちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、一人一人が夢や希望を実現できるよう、力を注いでまいりました。

熊本で学んだ子供たちが多方面で日々活躍し、未来を切り開いていく姿を見て、教育が果たす役割は非常に大きいと感じております。

一方で、少子化による児童生徒の減少、県立高

校のさらなる魅力化、いじめ問題や不登校児童生徒の増加、教職員の確保、学校の働き方改革への対応など、教育現場が直面する課題は複雑かつ多岐にわたっています。

また、グローバル化の進展やT SMCの進出に伴う教育環境整備、教育DXの推進など、新たな課題への対応も必要となっております。

さらに、本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨といった未曾有の困難に見舞われ、復旧、復興を進めながら、子供たちの可能性を広げる教育環境づくりも重要だと認識しております。

このように、急速に変化する社会情勢に応じた多くの課題に直面している本県教育環境の実情を目の当たりにし、教育長という職責の重さに、改めて身が引き締まる思いでございます。

また、高校授業料無償化を踏まえた県立高校の在り方の検討も重要な課題だと考えております。

今回の高校授業料無償化については、県立、私立を問わず、多くの生徒にとって希望する高校への進学がより可能となるなど、教育の機会均等には寄与するものと考えています。

しかしながら、先行して無償化に取り組まれている東京都や大阪府の事例では、私立高校への進学希望者が増加する動きが強まっており、本県でも、特に熊本市外の県立高校にとっては、定員割れに拍車がかかり、さらに厳しい事態になるのではないかと懸念しております。

そこで、本県においても、私立高校とも募集定員を含め十分に協議を行う必要があると考えており、先月には、私立高校の校長が集まる会合において、その趣旨等について説明を行ったところでございます。

また、スクールバスや施設、設備面が充実している私立高校に対し、県立高校の教育環境整備の充実を図るため、国の施策等に関する提案、要望

として、通学支援や寮、下宿等の整備、専門高校の産業教育設備の更新、さらには少人数学級制度導入への国の財政措置についても、先般要望を行いました。引き続き、様々な機会を捉え、国への要望を続けてまいります。

現在、県教育委員会では、県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、10年後を見据えた県立高校の在り方について、地域の皆様の意見も伺いながら、地元の県立高校に行きたい生徒が増えるよう、地域と一体となって魅力化の検討を進めているところです。

県では、第4期熊本県教育振興基本計画に基づき、安全、安心に過ごせる学校づくりや魅力ある学校づくりなど、関係機関と連携しながら様々な取組を進めています。

今後、このような取組を充実するとともに、私の経験を生かし、熊本の子供たちが自らの可能性を広げ、未来を切り開くことができるよう、全力で取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 越猪教育長のほうからは、本県の教育の現状についてもお話をいただきましたし、授業料無償化への対応も、様々私立高校の皆さん方と話し合いをしたりとか、国のほうへ支援を求めたりとかやられているということが分かりました。

ただ、学校を選ぶというのは、いわゆる誰も別の人が選ぶわけではなくて、やっぱり行く生徒さんが自分で選ぶというのが基本になってくるので、これは誰もそこに——まあ、周りいろいろですね、環境によって話し合いがあるかというふうに思いますが、ですから、子供さんがやっぱり行きたいというふうを選ぶような学校をつくるというのが当然のことなんだろうというふうに思っております。

そういった意味では、いわゆる県立高校の施設を充実するというのは、非常に大切なことだと思いますので、これにはなかなか予算もつきにくい現状もあるかと思いますが、ぜひ迅速に対応していただきたいというふうに思っております。

ちょっとアメリカの例を引きますが、先日のテレビで言っておりました。AIが進んだアメリカでは、高校への進学でやっぱり実業系を選ぶ子供さんたちが増えてきているということ、で、高校を卒業して、その後の大学も、いわゆるその実業系の大学、そういった現場で働くようなところを選択する人たちが増えてきているということだと思います。

そういった流れは、もしかしたら日本にも来るかもしれませんので、県立高校が持つその実業高校の施設の充実というのは、これは大変重要なことになるかもしれません。ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

それと、現場出身の教育長ということでございます。第4期熊本県教育振興基本計画に基づいてこれからやっていかれると思うんですが、現場でやられていたので、この計画を実行するときと現場との中で、計画はこうなんだよ、本当はこうしたほうがいいんじゃないかというような場面もたくさんあったんじゃないかと思うんですね。そういったところを臨機応変にやれるというのも、これはトップならではというふうに思います。そういった意味では、現場で思ったことを、ぜひこの県行政の中でうまく融合していけるように頑張ってくださいというふうに思っております。応援をしておりますので、ぜひ頑張ってください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、消費者行政の推進について。

来年度の予算確保次第では、今までやってきた消費者行政が大変なことになるという、そういう

危機感の中で知事に答弁を求めたいと思っております。

消費者白書など2024年6月に公表された情報では、2023年のSNS関連の相談件数が過去最多の8万件となり、それに伴う推計被害者総額は8.8兆円で過去最高になったと報じられています。また、消費者庁の令和6年版消費者白書によると、2023年の消費生活相談件数は90万件にも上ると言われています。

本県の令和6年度の相談件数は1万6,000件を超え、ここ数年増加傾向にあります。消費者の安全、安心のため、住民に身近な市町村の消費相談体制の確保は、ますます重要となっております。

その中で、消費生活相談員の人件費等に活用するために措置されていた国の地方消費者行政強化交付金の推進事業分については、全国の多くの自治体において、令和7年度、今年度に交付金の交付が終わります。

本県においても、これまで多くの自治体で交付金の交付が終わり、令和7年度には7自治体が活用期限を迎え、交付金交付が終わるなど、ほとんどの自治体が消費相談窓口の予算確保に苦勞する事態となります。

本年2月定例県議会において、熊本県弁護士会と適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとによる、このような状況を改善するための交付金等の地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める請願を採択をし、国へ意見書を提出いたしました。

4月には、請願紹介議員である自民党県議団の藤川県議、橋口県議、南部県議、そして私、池田の4県議で、自民党の消費者問題調査会会長の船田元代議員、県選出国會議員、消費者庁、財務省に対し、意見書の要望を達成すべく、要望活動を行ってまいりました。

その後、自民党政務調査会において、本県の消費者行政の現状、課題についてのヒアリングが行われ、5月には、地方消費者行政の体制整備を最重要政策課題の一つとして、自民党政務調査会から政府への提言が行われたところであります。また、6月5日には、衆院の消費者問題に関する特別委員会で、地方消費者行政の充実強化の決議が全会一致で行われたところです。

消費者被害の防止、救済のためには、住民に身近な市町村の相談体制の確保は不可欠であり、決して後退させてはいけないものだと考え、県議会として行動を取ってまいりました。

そこで、県として消費生活相談体制の確保についてどのように考えておられるのかを伺います。

次に、消費者行政の大きな課題の一つに多重債務問題があります。

近年、県内では、生活困窮にまで陥る多重債務問題の相談が増加をしております。

県では、多重債務をはじめとした消費生活上の様々な課題を抱えた方々を対象に、消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施しておりますが、この財源となっている国の交付金も、令和7年度で措置されなくなります。この事業についても、来年度以降の継続を求め、今議会に熊本県弁護士会から請願が提出されています。

私自身、消費者自立のための生活再生総合支援事業については、平成21年11月定例会において、多重債務者に対するセーフティーネット貸付制度の創設を提案するなど、創設時より関わっており、本県の多重債務になった方の生活再建のために、なくすわけにはいかない事業だと考えております。

先日、本事業を委託をされているグリーンコープ熊本の相談現場に足を運び、相談員の方々から現状を聞かせていただきました。

支援を受けた方からは、勇気を出して相談してよかった、命がつながったなどの感謝の声が多数寄せられていると伺いました。また、生活資金融資後の丁寧な生活相談と伴走支援により、債務不履行がほとんどなく、資金を借りた人の多くが自力で生活再建ができたとの報告には、うれしい驚きでありました。

このように、この事業が果たす役割、効果は大きく、今後も継続すべき事業だと思いますが、県としていかがお考えでしょうか。

以上、消費生活相談体制の確保や多重債務問題をはじめとする今後の消費者行政の推進に県としてどのように取り組んでいくのか、木村知事に御答弁をお願いいたします。

[知事木村敬君登壇]

**○知事(木村敬君)** 消費者行政の推進についてお答え申し上げます。

まず、消費生活相談体制の確保につきまして、県では、国の交付金を活用し、全市町村に消費生活相談窓口を設置し、体制の充実を図ってまいりました。県及び市町村の相談業務による被害救済額は、令和6年の1年間で約4億5,000万円に上るなど、着実に成果を上げていると考えております。

一方で、近年の高齢化の進行やデジタル化の進展などによりまして、相談内容も複雑かつ多様化しております。県内でも、高齢者からの相談の割合が約43%と高く、また、分野別でいけば、インターネット通信販売に関する相談が約25%を占めているところでございます。

このような状況を踏まえ、今後も住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、相談体制の確保、特に住民に身近な市町村における相談体制を引き続き充実していくことが非常に重要であると考えております。

次に、多重債務者対策については、県では、多重債務者対策協議会の各団体と連携の下、無料相談会や研修会などを行ってまいりました。

国の交付金を活用した多重債務者等への生活再生総合支援事業では、相談者に寄り添った家計の見直しの助言であるとか、債務整理に関する法律相談など、伴走型の支援を行っております。

平成22年度の事業開始当初からの債務整理額などは合計で約93億円に上るなど、相談者の生活再生に効果を上げており、多重債務者対策として大きな役割を担っていると認識しております。

議員御指摘のとおり、国の交付金が活用期限を迎えることで、これまで築いてきた消費生活相談体制や多重債務者の救済が大きく後退されることを大変危惧しているところでございます。

国は、今年3月に策定した第5期消費者基本計画の中で、交付金の活用期限が到来する中、自治体の行政サービスの水準が低下することのないよう、適切な対策を講ずると定めております。

県としても、地方消費者行政の充実強化のために、安定かつ恒久的な財源の確保について、従来から国への要望を行ってまいりました。

議員御指摘いただきました先ほどの本年2月の本議会での請願採択、また、4月に県議の皆様が行っていただきました要望活動も踏まえまして、私も、議長とともに、今月3日、伊東消費者行政担当大臣に面会して要望を行ってきたところでございます。

今後も、消費生活相談体制の確保、多重債務者対策はもとより、高齢者などの被害防止のための見守り活動とか幅広い世代への消費者教育、消費者トラブルに関する周知啓発など、市町村、関係団体と連携し、消費者行政の推進にしっかりと取り組んでまいります。

[池田和貴君登壇]

○池田和貴君 知事におかれましては、6月3日に大臣のほうに高野議長と共々要望に行っていたと。ありがとうございます。お世話になりました。

県も、この件には、要望を国のほうにも出されておりますし、我々と同じような形で動いてきていただいているというふうに思っております。

この消費者行政のこの件についても、これは、我々自民党県議団は、チーム熊本としての動きだというふうに私は思っています、選出の国会議員の先生方とも相談しながらやっていっております。

先生方からいただいたアドバイスについては、この6月、多分明日正式発表になるんですが、骨太の方針、ここに方針が盛り込まれることによって来年度予算については確実性が増すということで、やっぱりこの骨太の方針に書き込まれるために活動したほうがいいというアドバイスの下に、今までやってきたところでございます。

そういった意味では、内々——これは当然書き込まれるべきものだというふうに思っておりますので、ぜひ知事におかれましては、来年度予算にこれからきちんと我々が要求した金額が反映できるように頑張ってくださいというふうに思っております。

あとは国から——1つの問題は、多重債務者生活再生支援事業です。これは、熊本県が47都道府県で独自でやっていて、非常に評価の高い事業でして、これは国から予算が取れなかった場合、県がじゃあ自らのお金でやるかどうかという、県の覚悟を実は試されている事業でございます。

この県の事業を実際にやられているのは、グリーンコープ熊本さんなんですね。グリーンコープ熊本さんがやられていたこの生活再生支援のための、組合員さんのための事業が非常にすばらしか

ったので、これを県全体の方々が受けてもらえるように、県が予算を出して今は委託をしていただいているということになります。

今、この相談の約95%は、そのグリーンコープ熊本さんの組合員さんではなくて、県民の方が使われているという事業でございます。本当に、グリーンコープ熊本さんと県と、そして、それを支える弁護士会と、こういったのが一致して全国でも誇れるような事業ができているわけでございますので、県としては、ぜひ——消費者庁から、行ったときにも言われました。熊本県はよくやられているところの本当先頭バッターですということを言われていましたので、ぜひ県としては予算を獲得するように頑張ってくださいたいし、できなくても、これが継続できるように、知事として頑張ってくださいたいというふうに思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

八代海の赤潮対策についてであります。

政府の報告によると、日本は食料自給率が低い国で、多くの水産物を海外からの輸入に頼っています。

こうした状況で、魚類養殖は、国内での水産物生産を増やし、国際情勢の変化や異常気象などで輸入が不安定になるリスクを減らすため、非常に重要な役割を担っています。特に、日本人が食事から取るたんぱく質の約4割は水産物に由来しており、水産物が安定して手に入ることは、国の食料安全保障にとって極めて重要であります。

それでは、熊本県養殖業の現状と全国での位置づけを令和5年農林水産統計で見てください。

一般海面漁業と海面養殖業を合わせた生産量は全国18位の6万242トン、産出額は全国11位の435億8,400万円です。特に、魚類やノリなどの海面

養殖業は、収穫量4万7,864トンで全国7位、産出額381億1,500万円と、全国的に見ても非常に高い生産力を誇ります。その中でも魚類養殖は、生産量1万5,228トン、生産額167億3,300万円を占めています。

また、熊本県の養殖魚は、海外へも積極的に輸出をされています。令和5年の熊本県の調べによると、水産物の輸出額は29億2,200万円に達し、これは、熊本県全体の農林水産物輸出額の23.9%を占めています。主な輸出先は、韓国や台湾などのアジアに54.2%、北米に44.4%です。これらの数字が示すように、熊本県の養殖業は、県の水産業を支える重要な柱の一つであります。

しかし、熊本県の魚類養殖業は、昨年まで過去4年連続で赤潮被害を受けており、大変厳しい状況が続いています。

令和3年度からの被害総額は50億8,000万円に上り、令和6年度も、被害尾数66万尾、金額で14億8,000万円の被害がありました。

昨年は、木村知事も赤潮被害現場に赴き、直接養殖業者から現状を聞き取っていただいたこと、また、国と連携して迅速に支援策をまとめたこと、養殖業者の皆さん方からは感謝の声が上がりましたが、4年連続の赤潮被害は、全ての養殖事業者にとって暗い影を落としていることは間違いありません。県内の養殖事業者の事業継続に向けての意欲はどうか、心配をしております。

木村知事は、くまもと新時代共創総合戦略において、国に対し「有害赤潮の発生メカニズムの解明などを求めつつ、有害赤潮の早期発見、迅速な情報共有体制の構築とともに、関係機関と連携した防除技術開発などに取り組み、環境変化に強い養殖業の確立を推進します」と、養殖業も取り上げていただいております。

ここでお願いします。

さあ、今年も有害赤潮の発生を心配する時期となりました。県としては、これまでの経験も踏まえ、どのように対応していかれるのか、中島農林水産部長に御答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 八代海の赤潮対策についてお答えします。

県では、国の補正予算を最大限に活用して、関係市町や県海水養殖漁協、養殖業者の皆様と連携し、本県水産業における喫緊かつ最重要課題である八代海の赤潮対策に全力を挙げて取り組んでおります。

まず、有害赤潮が発生しにくい漁場環境を整備するため、魚類養殖場周辺の海底耕うん、底質改良材や珪藻プランクトンの散布による有害赤潮の発生抑制の実証に取り組んでまいりました。

これらの取組に加え、今年度は、カキ殻を活用した底質改善や、魚類養殖場においてマガキが有害プランクトンを食べることによる赤潮被害軽減効果の実証に取り組んでおります。

また、養殖業者が有害赤潮を早期に発見し、赤潮駆除剤の散布や餌止めなどの対策を迅速に実施できるよう、8か所で行っている水温、塩分等の連続観測結果をインターネットで公表するとともに、関係者による赤潮モニタリング調査の結果をSNSにより共有しております。

これらの取組に加え、今年度は、気象条件などの様々な要因をAI技術で解析し、有害赤潮の増殖を予察するシステム開発に着手しました。

さらに、有害赤潮による漁業被害を最小化するため、赤潮駆除剤の効果的な使用方法を普及させるとともに、養殖業者が行う底枠や足し網の整備に加え、今年度は、大型生けすの整備や赤潮被害の少ない新規漁場の開拓に向けた環境調査について

でも支援しております。

あわせて、今定例会には、県海水養殖漁協が牛深地区で行う、赤潮発生時に避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備を支援するため、必要な予算を提案しているところです。

これらの取組に加え、本県の赤潮対策を加速するため、今年4月には、国の研究機関で長年赤潮研究の最前線で活躍されておられました板倉博士を招聘するとともに、水産研究センター内に赤潮対策プロジェクトチームを発足させました。

板倉博士の優れた知識や豊富な経験に加え、これまでの人脈を生かして国の研究機関や大学とも連携し、本県の赤潮研究や赤潮対策の高度化にチーム一丸となって取り組みます。

今後とも、養殖業者の皆様の希望の灯が消えないよう、持続可能な養殖業の実現に向けて、関係者との連携をより一層強化し、八代海の赤潮対策に着実に取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 中島部長から、この定例会で牛深地区のほうに避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備をする予算も提案していただいたということで御報告いただきまして、本当にありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいていることに感謝したいと思います。

何しろ、こういったものは初動が大事だというふうに思います。やはり早く見つけて、早く行動を起こす。で、早く見つけるのを、今、船とかで——まあ、あの広い海は続いているんですけども、これは、ドローンですとか飛行機とか、空から定期的に見るようなそういったことも今考えられているようでございますので、そういった技術も活用しながら、なるべく早く海の変化を察知して、専門家ですらそれを対策をするというようなことをやっていただきたいと思います。

ただ、漁業関係者の方に聞くと、それは周りの人たちの協力も大切なんですけど、やはり体制もですね、人が足りないという話もよく現場では聞いておりますので、そういった人が足りないところに対する手当ても、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思っております。期待しております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

天草キリシタン文化の評価と活用についてお尋ねをいたします。

天草キリシタン文化が育んだ類いまれな歴史についてお尋ねをいたします。

まず、スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、天草と日本におけるキリスト教の歴史年表であります。

天草にキリスト教が伝わったのは、今から450年以上前の1566年、室町時代末期のことです。天草下島北部を治めていた天草五人衆の一人、志岐氏がポルトガル人宣教師ルイス・デ・アルメイダを招いたのが始まりとされています。その後、天草のキリシタン文化は以下のような歴史をたどります。

キリスト教伝来期、日本で言うと戦国時代、キリスト教が伝えられた時期であります。キリシタンの繁栄期、これは安土桃山時代、キリシタン文化が大きく花開いた時期になります。また、キリシタン禁教期、これは江戸時代の初期です。キリスト教が厳しく禁じられたときになります。その後、潜伏期、これは江戸時代の中期以降になりますが、信仰を隠して守り抜いた時期で、これが世界文化遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の対象になった時期となります。復活期が明治時代で、キリスト教が再び日本で認められ、信仰が表に出た時期であります。

私は、世界文化遺産にも選定された江戸時代の潜伏期において、天草のキリスト教徒が、約250年もの長きにわたりひそかに信仰を継承し、独自の文化を育てていた歴史を大変誇りに思っています。同時に、キリスト教が伝来し、大いに栄えた伝来期から繁栄期の歴史もまた、日本において類まれなものであると考えております。

次に、キリシタン繁栄期の天草は、キリシタン文化の黄金期を象徴する場所だったということについて述べさせていただきます。

熊本県が作成した天草のキリスト教関連遺産ガイドブックには、天草のキリスト教繁栄期の様子が詳細に記されております。

当時の天草を治めていた天草五人衆がキリスト教に改宗したことで、最盛期には島民の8割がキリシタンであったとされています。さらに、日本全国の宣教師が集まる宣教師会議が天草で開催され、南蛮美術学校画学舎が天草に開かれるなど、天草がキリシタン文化の中心地であったことが紹介をされています。

ガイドブックを読み進めると、宣教師育成のための高等教育機関であるコレジヨが設置をされ、1591年に島原から天草に移設されたことが分かります。これにより、九州各地から優秀な若者たちが宣教師になるために天草に集いました。

コレジヨでは、将来のキリシタン指導者や聖職者を育成するための神学、宗教学、哲学、自然科学、ラテン語など、当時のヨーロッパでの最高水準と同等の教育が行われていたのです。

コレジヨは、もともと1581年に大分、豊後の国府内に設置をされた後、1590年に島原、そして1591年に天草へと移転をし、天草コレジヨとなりました。

天草コレジヨには、ローマから帰国をした天正遣欧少年使節の4人、伊東マンショ、千々石ミゲ

ル、中浦ジュリアン、原マルチノが入学をしました。彼らは、ヨーロッパでの経験と知識を日本の学生たちに伝え、また、天正遣欧少年使節が持ち帰ったグーテンベルクの活版印刷機で多くのキリシタン版の書籍が刊行されました。特に、日本の平仮名、片仮名、漢字を組み合わせて活字化したものは天草本として有名です。平家物語やイソップ物語の日本語訳などが代表的で、これは、日本の出版文化史において画期的な出来事であったと言われています。

つまり、天草コレジヨが存在した時期の天草は、キリスト教文化が非常に栄え、日本のキリシタン文化の一大中心地であり、先進的な学術と文化が融合した、まさにキリシタン黄金期を象徴する場所であったと私は考えています。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

天草のキリスト教伝来期からキリシタン繁栄期の歴史、そして天草コレジヨについては、世界文化遺産である潜伏期にも劣らない歴史だと思うのですが、県としてどのように評価しておられるのでしょうか。教育長から御答弁をお願いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 天草コレジヨは、イエズス会が設置した宣教師育成のための高等教育機関であり、西洋の学問、音楽や美術等の文化、さらには、活版印刷等の技術が導入された先進的な施設と言われています。

この施設は、単にキリスト教布教の拠点としての機能にとどまらず、キリシタン繁栄期において、日本と西洋の文化をつなぐ歴史的価値を有していたものと考えています。

その価値は、学校の教育課程に位置づけられている総合的な学習の時間等の場で、キリスト教文化の学習を通じて児童生徒が自ら学び、視野を世

界に向けるための契機となり得るものと認識しております。

このことは、第4期熊本県教育振興基本計画の基本目標の一つである世界に羽ばたく志ある人材の育成に資するものであり、今後の学校教育において、自らのふるさとの歴史を学ぶ素材としても、有効に活用し得るものと考えています。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 教育長のほうから今御答弁をいただきましたが、私が言う類いまれな歴史的遺産ではないかということに対しては、どうもそこまでは言っていないような、そういったトーンでの御説明でございました。

ただ、この歴史的価値は認めていただいておりますので、実はこれがこの次の、後の質問につながることでありますので、聞いといていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

天草のキリシタン文化は、天草地域の重要な観光資源であり、その価値を国内外に発信することは、地域活性化とインバウンド振興に不可欠であると考えます。しかしながら、世界文化遺産登録後も外国人観光客の誘致が思うように進んでいない現状があるように感じています。

こうした中、天草市在住の漫画家高浜寛氏と地元有志の方々が、イタリア&天草新しい友情プロジェクトを立ち上げ、天草とイタリアの歴史的なつながりを生かした新たな取組を開始されました。

このプロジェクトでは、高浜寛さんが潜伏キリシタンをテーマにした漫画を考えたことがきっかけで、イタリアのルッカ大司教区のパオロ・ジュリエッティ大司教とつながりができた結果、今年の8月に天草市と協力してルッカ大司教が関わっ

たキリシタン関連の貴重な資料の展示会が天草で開かれると聞いております。また、9月には、イタリアから25人の巡礼団が天草を訪れるという、大変すばらしい成果が既に生まれております。

バチカンが発表した最新の統計によると、2023年末時点での世界のカトリック信者数は、14億500万人に達しました。この膨大な信者の方々にとって、天草は、潜伏キリシタンという世界でも類を見ない信仰の歴史が息づく特別な地であり、深い精神的価値を持つ巡礼地となり得ます。本プロジェクトが、この潜在的な巨大市場に対し、天草の歴史的、文化的魅力を強力にアピールする絶好の機会となることは間違いがありません。

本プロジェクトでは、高浜寛氏をはじめとする実行委員会が中心となり、天草市立天草キリシタン館での特別展示会——これは巡回展になりますが、の開催、9月上旬のイタリア巡礼団の受入れ、外国人観光客向け環境整備の推進、天草の歴史と文化のストーリー発掘と発信などの活動が計画をされています。

さらには、2028年の世界文化遺産登録10周年に向けて、記念イベントの企画やキリシタン巡礼地としてふさわしい体制確立などにも意欲を持っていると聞いております。

これらの活動は、天草の魅力を世界に発信し、多くの観光客を誘致することで、地域経済の活性化と天草の持続的な発展に大きく寄与するものと期待をされています。

特に、単なる観光ではなく、天草の深い歴史と文化、そして、人々の温かさに触れてもらうことで、リピーターの獲得や天草ファンの増加にもつながる可能性を秘めていると思っております。

一方で、このような大規模かつ国際的なプロジェクトを成功させるためには、民間や市町村の努力だけではなく、熊本県としての積極的な支援が

不可欠であると考えます。

そこで、県として、このイタリア&天草新しい友情プロジェクトに対し、どのような認識を持ち、具体的にどのような支援を検討されているのか、脇観光文化部長にお伺いをいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) イタリア&天草新しい友情プロジェクトに対する認識と支援についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、天草のキリシタン文化は、キリスト教伝来から禁教政策下へと変遷する独自の文化として世界で類を見ないものとして息づいており、天草地域の重要な観光資源の一つとなっています。

特に、禁教下における仏教、神道という既存宗教との共存や独自に発展してきた信仰の在り方など、カトリック信者はもとより、知的関心層に対してしっかり伝えることで、一層の観光誘客につながるものと認識をしております。

実際に、世界遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の崎津集落への観光客数は、数ある構成遺産の中で、大浦天主堂に次ぐ2番目に多い来場者数を誇っています。

さらに、その崎津集落には、フランスの富裕層向けクルーズ船が令和6年から2年続けて寄港しており、欧米などを中心とした乗客からは、美しいロケーションに加え、歴史文化に対する評価も高く、インバウンド客からの注目が今後高まっていくものと確信をしております。

そのような中、議員御紹介のイタリア&天草新しい友情プロジェクトの関係者の方々からは、天草独自のキリシタン文化を背景に、イタリア・バチカンとの交流を深め、インバウンド客の増加につなげていきたいとの抱負を伺っております。

県としても、このプロジェクトの進展により、

天草のキリスト教関連遺産の評価や認知度が高まり、欧米などからの誘客につながることを期待しております。

既に、天草市とともに官民連携に向けた協議を始めており、同プロジェクトと連携しながらキリシタン文化のさらなる掘り起こしや誘客コンテンツの造成を進め、国内外にその魅力を発信したいと考えております。

また、プロジェクトの実行委員長である天草在住の漫画家高浜寛さんが現在連載中の作品「獅子と牡丹」は、天草四郎の埋蔵金発掘をめぐる若者の物語です。作品そのものはもちろんのこと、天草の風土、歴史文化などを紹介するコラムも大変魅力的で、コンテンツツーリズム推進の観点からも連携を強化したいと考えているところです。

天草は、雄大な自然や温泉、海産物をはじめとする豊富なグルメ、そして、何よりも独自のキリシタン文化など、魅力的な地域資源、観光資源を有する地域です。今後も、地元自治体、観光関係団体等と連携をしながら、天草の多彩な資源を活用し、国内外からの観光誘客に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 脇観光文化部長からは、非常に天草のこともしっかりと捉えていただいて、評価をさせていただいて、そして、このプロジェクトと連携をしていくということの答弁をいただきまして、ありがとうございます。

実は、天草に対する評価というのは、結構私もいろんな方から聞くんですけども、非常にその潜在的な力はあるんだよということを言われてきているんですが、それがなかなか形として現れないこと、これに対する、何ていうんですかね、もうこのまま埋もれていってしまうんじゃないかという心配が、どうしても私たちには付きまとして

しまいます。

この埋もれていってしまうんじゃないかという、こういう思いは、実は高浜寛さんも同じ思いを持っていらっしゃって、この高浜さんのこういった思いが、いわゆるバチカンのルッカ大司教やルッカ大司教の周りの人たちに天草に対しての思いを起こさせてくださったという面がありますので、この事業は、いわゆる民間が本当に自らの力で、天草を思う人たちが集まって事を進めていこうということで、行政が先につくって、それに民間どうぞというのとはまたちょっと違うんですよ。そういった意味では、ぜひ皆さん方が腹を決めてやっていただくことが私大事だと思いますし、木村知事なら私はぜひやっていただけるんじゃないかというふうに思っております。

それと、協部長の御答弁の中に、コンテンツリズムの推進の観点からもという話がございました。実は、このルッカ大司教区というのは、ヨーロッパで40万人が来場するルッカコミックス&ゲームズという国際フェスティバルが毎年行われている都市なんですね。そういったこともあって、高浜寛さんも非常に有名な漫画家でございますので、また、熊本は、『ONE PIECE』も含めてたくさん有名な漫画家の方がいらっしゃいます。2027年か28年、この世界文化遺産登録10年後の記念事業として、こういった漫画をかけ橋とした取組が何かできないかということも、ぜひ考えていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

大阪・関西万博のイタリア・バチカンパビリオンの公式アンバサダーとなっていられる高浜寛さんが、9月3日には、そのバチカンのパビリオンで講演をされることになっております。ぜひ行ける方は行っていただきたいと思っております。もし知事も行けるのであれば、ぜひ行って、そこでバ

チカンの方々との関係をつくっていただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきますと思います。

地方を元気にする地方創生の取組は、10年以上続いておりますが、多くの地域では、まだまだ厳しい状況に直面をしています。

これまで地方創生では、完全に住む場所を地方に移す移住、定住を特に推し進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、都市に人々が集中するリスクが明らかになり、リモートワークが急速に普及をしたところでもあります。

こうした変化をきっかけに、二地域居住という新しい暮らし方が注目されています。これは、都市と地方の2か所に家を持ち、定期的に行き来するスタイルです。

国土交通省の2022年の調査では、約700万人もの方が既に二地域居住をしていて、さらに約3割の方が二地域居住に関心を持っていると推計をされています。二地域居住者が将来的に地方へ移住するケースも多いため、地方創生では、この両方を合わせて進めることが大事だと考えられています。

このような時代の変化を受け、2024年11月1日には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律、通称二地域居住促進法という新しい法律が施行されました。

この法律ができた背景には、主に3つの理由があると推察をされております。

1点目は、ライフスタイルや働き方が変わったからです。

リモートワークが普及し、どこでも仕事ができるようになったことで、都市の便利さも地方の自然豊かな暮らしも両方楽しみたいという人が増えてまいりました。完全な移住はハードルが高いと

感じる人にとって、二地域居住は、お試し居住や気軽に地方に関わる方法としての関心を集めています。

2点目が、地方を元気にする関係人口が重要だということであります。

地方は人口減少や高齢化が進み、移住者だけでは問題解決が難しくなっていました。そこで、二地域居住者のように、地域に住んでいなくても、訪れたり、買物したり、時には地域の活動に参加したりと、地域と多様に関わる関係人口を増やすことが重要となりました。これは、都市への人口集中を和らげる狙いもあります。

3点目が、二地域居住のための支援が必要だからということが分かったからであります。

二地域居住をしたいと思っても、賃貸不動産の不足や空き家活用が困難など、地方での住まいのことや仕事の両立、地域の人たちとの交流といった点でも困ることが多くありました。これまでの法律や制度では、移住への支援が中心で、二地域居住に特化した支援が不足していたのが分かったところであります。

新しい二地域居住促進法では、地方と関わりたい人たちがもっとスムーズに二地域居住を始められるよう、以下のような仕組みがつけられました。

法律では、二地域居住という暮らし方を正式に定義をし、各市町村が地域に合った二地域居住の進め方、いわゆる特定居住促進計画を考え、実行できるようになりました。加えて、NPO法人や民間企業が特定居住支援法人として認定され、二地域居住希望者の住まい探しや仕事の相談、地域での交流などをまとめてサポートする法人として指定をされるできるようになりました。

これにより、二地域居住をしたい人が、より気軽に地方に拠点をもち、地域とのつながりを持て

る環境が整いました。

二地域居住を進める主役は、直接支援を行う市町村です。しかし、都道府県も重要な役割を担います。都道府県は、市町村が計画を立てる支援を行ったり、また、県全体で二地域居住をスムーズに進めるため、複数の市町村間の連携を促したり、広域的な調整をしたりする役割を担います。つまり、都道府県は、市町村の頼れる兄貴分として、県全体の二地域居住を後押ししていくことが求められているのです。

今年の1月14日、天草で地域未来創造会議が開かれました。この会議には、木村知事をはじめ、馬場天草市長、堀江上天草市長、山崎苓北町長が参加し、天草地域の将来について深く話し合いを行いました。

会議の中で、天草2市1町が共通して抱える課題は、少子化で子供の数が減り、さらに若い世代が都市部に流出していることで地域の活力が失われていることだと確認をされました。

この厳しい現状を改善するため、これまでの移住、定住を促すだけでなく、二地域居住の推進にも力を入れていきたいという意向が2市1町から表明をされました。これは、天草の未来に向けた新しい一歩と言えるのではないかと考えております。

ここでお尋ねです。

この未来創造会議での議論を踏まえ、県としてどのように対応していくのか、富永企画振興部長から御答弁をお願いいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 二地域居住は、地方での豊かな自然、田舎暮らし、教育環境、ふるさと回帰等に比べ、都市との関わりも副次的に残すという、言わば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方であり、例えば、地方出身の都市住民が生まれ

育った地方暮らしを子供にも経験させたい場合など、多様なライフスタイルを実現する手段となります。

本県では、令和3年4月に庁内に移住定住推進本部を設置し、全庁を挙げて移住、定住の推進に取り組んでいます。

今年度は、御質問のあった二地域居住を含む本県との多様な関係を構築するための取組の推進など、3つの重点ポイントを定め、強力に取り組んでいます。

特に、天草地域においては、地域未来創造会議での議論を踏まえ、豊かな自然を有する同地域の魅力を生かし、積極的に取組を進めることとしています。

急速な人口減少が進む中であって、地域コミュニティの新たな担い手の確保など、地域課題解決や経済活性化に寄与するものとして、議員御紹介のとおり、国は、昨年11月に広域的域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律を施行し、二地域居住による人の流れの創出、拡大を推進しています。

同法では、住民を受け入れる市町村において、地域の実情に沿った施策を行うための特定居住推進計画を策定し、それと連携する形で、県において、広域的な支援を行うための広域活性化計画を策定することとされています。

昨年度、県内全市町村を対象に実施した意向調査の結果、天草地域は、特定居住促進計画を策定予定との意向を確認しています。

天草地域では、豊かな自然環境の中、ワーケーションや保育園留学という形で、複数の拠点で生活する方々をこれまでも受け入れられており、二地域居住の素地があるものと考えています。

県としましては、天草地域をはじめとして、取り組む意向のある市町村の特定居住促進計画の策

定を支援するとともに、県全体の広域活性化計画の策定に向けた検討を進めるなど、地域の強みを生かした二地域居住を推進してまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 富永部長からは、県としてしっかりと進めていくということ、また、天草地域のことも見えていくということで御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この二地域居住の促進法、これはですね、この法律をつくったのは、実は国土交通省がつくったというのは大きいんですね。ということは、これはハード関係の予算を持っているということなんです。ですから、この二地域居住をやろうとしたときに、ハード関係の整備をしようとしたときの予算のメニューは、これから多分出てくると思うんです。ですから、そういうのをしっかりと使っていただくということは大事だというふうに思いますので、ぜひ、地域の皆さん方と確認をしながら、そういったのも進めていただきたいと思います。

それともう1つ、ここで、この法律で先ほど述べましたが、もう1つ大きなことは、実は、これを自治体が民間事業者と連携を取って、それを特定居住支援法人として正式に民間の事業者と一緒にやるのが法律上認められたということなんです。

ですから、例えば、木村知事もやられておりましたが、島根県庁のときに関わられた島根県の隠岐の島の隠岐の島町地域人材づくり協同組合、この協同組合であつたりとか、あとは株式会社おてつたびというのがあるんですね。これは、地方の人材不足に悩む農家や旅館などで働きながら旅を楽しみたい人をあっせんします。そして、旅人は、お手伝いをそこでやって、報酬や宿泊場所を

得て、旅費を抑えながらその地域の文化や人々と深く交流をする、で、地域活性化に貢献する、双方にメリットのある取組ということを事業化している株式会社おてつたびという会社もあります。

また、単なる宿泊だけではなくて、長期滞在や多拠点生活を目的とした、全国にある空き家をリノベーションした一軒家やシェアハウス、提携ホテルなどを、家具、家電、Wi-Fi完備で、手ぶらで移動しながら生活が可能な宿を月額定額制で、日本全国の提供物件に住み放題になる多拠点生活プラットフォームをつくっている株式会社アドレス、こういった会社があるんですね。

やっぱりこういう民間のノウハウをしっかりと取り入れながらやっていくということが——もう成果を出している地域もありますので、そういったところは県としてもしっかりと調査をして、市町村にアドバイスしながらやっていただくことをお願いしたいと思っております。

以上で私が用意をしておりました質問は全て終了いたしました。

久々の質問になりまして、私自身、大体もともと早口だったんですが、早口で大変お聞き苦しいこともあったというふうに思います。皆さん方の御協力に心から感謝をして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時8分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕(拍手)

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。本日は、5点通告をいたしておりますので、早速質問に入ります。

まず、1点目、新教育長の教育行政の取組について伺いたします。

越猪教育長の御就任に当たっては、教育長自身が教員を経験されていらっしゃるということで、教育現場を御存じということで、私の元にも現役の先生方から期待する声が寄せられております。

そこで、幾つかの点について御意見を伺いたしたいと思います。

総じて、教育長が、熊本で育つ子供たちの教育は何を目指すのかという視点での質問をさせていただきます。

まず、公教育に求められる役割について伺います。

子供たちの学びの機会は、多様になっていきます。公立、私立、通信制、定時制、フリースクールなどがございます。子供たちや家庭の環境があり、それぞれの状況に合わせて選択肢が増えていくことは嬉しいと思う一方で、本来は公が担ってきた、また、担うべきはずの包括的な教育の役割が果たせなくなっているのではないかというふうに思います。教育の自由競争が嬉しいことなのか疑問ですし、そのような中であって、公教育はどのような役割を果たしていくべきとお考えでしょうか。

次に、定員の考え方について伺います。

人口減少や少子化は、教育行政にも影響を与え、縮小化へと進んでいるように思います。定員に満たない学校の統廃合を含む在り方の検討が進んでいます。そのときに適正規模という言葉が聞かれます。適正規模とは何なのか、誰にとっての適正規模なのか疑問です。そもそも定員が適正な

のかという検討は行われてきたのでしょうか。

また、学校が、地域の活性化や地域交流を通して、なくてはならない存在となっています。子供たちの学びが地域社会へ影響を与えています。定員割れという目に見える物差しだけではなく、社会で生きる子供たちを育てるという視点からも、定員の見直しが必要であると思います。また、あわせて、定員内不合格の是非についていかがお考えでしょうか。

次に、インクルーシブ教育について伺います。

これから先の社会のありようを思うときに、多様性を認め合い、共に地域の中で暮らしていく社会づくりが求められています。文化や信仰、人種、性別、経済、障害など異なる特徴や特性を持つ人たちが、生きづらさを感じることなく、共に社会生活を送れることは大切です。教育の現場においても当然のことです。むしろ教育の現場こそ、インクルーシブ社会づくりの一步となるはずです。

高校入試を希望する学生さんとの間で、昨年、一昨年と、県立高校入学をめぐるやり取りが担当課との間でありました。学びたいという子供たちに、必要な合理的配慮をもって、共に学び合う環境を整えるのは教育の役割だと私は考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

最後に、教職員の過重労働の軽減について伺います。

教員の成り手不足も要因となり、先生方の過重労働が問題となっています。今国会で、給特法の法改正が提出され、審議されています。大きな柱は、教職員調整額の引上げと業務量の適切な管理等です。今後、具体的な工程表が示されることとなります。

熊本においても、令和7年度、教員業務支援員を各校へ配置する予算が計上されました。その効

果を見極めながら、さらなる負担軽減が求められます。

教育長は、取材に、教育現場との意思疎通を大事にしたいと答えられています。何が負担になっているのか、率直な御意見を聴いていただき、効果的な政策をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

広範になりましたが、以上を踏まえ、教育行政の取組について、教育長に御答弁をお願いいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、公教育が果たすべき役割についてですが、教育基本法において、国、県、市町村立の学校のみならず、私立学校も公の性質を有するとされています。

私は、これらの学校が相互に連携しながら、子供たちの教育を受ける機会を十分に確保するとともに、誰一人取り残すことなく、子供たちの学びを支援していくことが大切だと思っております。

次に、県立高校の募集定員についてですが、昨年7月に立ち上げた県立高等学校あり方検討会の中で、中学校卒業予定者数の減少度合いや県立高校を取り巻く環境も地域ごとに差があることから、一律の適正規模は定めず、全県的な視野に立った募集定員の見直しを図ることが議論されており、今後、その議論も踏まえた上で検討してまいります。

また、定員内不合格についてですが、文部科学省の通知に基づき、高等学校の入学は、各校長が、その学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、許可するものであり、定員内不合格自体が直ちに否定されるものではないと考えております。

次に、インクルーシブ教育についてですが、共生社会の実現に向け、障害のある子供とない子供

が、可能な限り共に学ぶことを追求することは重要だと考えています。

県教育委員会としては、今後も、子供たち一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、選択可能な多様な学びの場の整備やその仕組みの充実を図り、インクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

最後に、教職員の過重労働の軽減についてですが、県教育委員会では、昨年11月、第2期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、取組を進めているところです。

プラン策定に当たり実施した県立、市町村立学校の教職員を対象とした意識調査では、負担に感じる業務として、学校行事や施設管理などの校務分掌事務、調査統計等との回答が多く寄せられたところがございます。これは、私が直接学校現場で見聞きした状況とも一致しております。

そこで、県教育委員会では、今年度、教員業務支援員を公立小中学校及び県立学校の全校に配置するなど、教職員の負担軽減に取り組んでいます。引き続き、教育現場の声も確認しながら、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

本県の教育行政は、様々な課題を抱えています。私の経験も生かし、関係機関との連携を図りながら、第4期熊本県教育振興基本計画の基本理念である「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」の実現に全力で取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** 県立高校の募集定員については、一律の適正規模ではなく、全県的な視野に立った見直しが議論されているとの御答弁でございました。

本当に地域の実情とかそういったことを十分に加味していただいて、検討していただくことを要

望いたします。

それと、定員内不合格、これについてなんですが、先ほど文科省の通知ということがございました。それで、令和6年6月25日「高等学校入学者選抜等における配慮等について」という通知が発出をされております。その中に、確かに「定員内不合格」「が直ちに否定されるものではありませんが」というのがあって「定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切です」とあり、また「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要である」との記載がございます。

さらには、域内の学ぶ意欲を有する中学生の進学先が確保されているかについても、教育委員会の高等学校担当部署と中学校担当部署の連携が必要であり、改めて確認、分析して、高等学校政策の検討につなげていただきたいとの明記がございます。

だから、校長の裁量でということとそれに附随する、こういった様々な意見があるということも承知していただきたいというふうに思います。

また、障害者の権利に関する条約を受けて、インクルーシブ教育のシステム構築などのニーズに対応することも必要になってきています。定員内不合格が校長の許可だけにとどまらない背景が、新たに出てきているというふうに思います。

確かに、定員内不合格を出していない都道府県がある一方で、100人以上の定員内不合格を出している県もあります。対応に本当に地域間の格差が大きいということもございます。ぜひ、熊本県においては、定員内不合格を出さないという方針を持って環境を整えていただきたいというふうに思います。

教職員の過重労働の軽減については、できることから早急に取り組んでいただきたいと思います。

例を挙げますと、コロナ禍のときなんですが、この中では、リモートで行われていた会議とか研修が、コロナ禍前に戻ってしまって本当に大変していますと。リモートでできるものは、そのままリモートでやっていくということもできるのではないかという御意見もございます。そのほかには、教育長の御答弁にありましたように、集計業務であるとか印刷業務であるとか連絡業務、こういったところが非常に大きな負担になっているということもあるようです。

さらにはということなんですが、業務効率化を行った上で適切な教員配置による少人数学級の実施、これが私は必要だと思っています。子供たち一人一人に向き合うことのできる環境、これをつくることが望まれていると思いますし、現場で本当に子供たちに接していらっしゃる先生方は、これが一番にやりたいことではないかというふうに思います。

現場を知る越猪教育長だからこそ、子供たちが誰一人取り残されることのない、熊本版教育システムというものができると期待をして、この項を終わります。

2項目め、水俣病問題に関する知事の考えについて質問をいたします。

1点目、支援の充実についてです。

5月1日、水俣病犠牲者慰霊式が執り行われました。マイク切りから1年、この1年の間に、水俣病の患者、被害者の皆さんの苦痛や不安は少しでも解消されたのでしょうか。

マイク切りの後、面談の機会は幾度となく設定をされ、患者、被害者の皆さんも東京へと赴かれるなど、何度も交渉を重ねられています。しか

し、救済や制度の充実につながったのかという疑問があります。それで、今回質問に取り上げました。

今年の慰霊式前後の懇談会は、熊本県も共催という立場で、浅尾環境大臣とともに、木村知事も、4月30日、5月1日の2日間、行動を共にされました。報道を見る限り、皆さんの要望に応えることはなく、平行線であったとのことでした。

また、式典後に、胎児性水俣病の患者支援団体の皆さんと立憲民主党の阿部知子代議士とともに、会派で懇談をいたしました。1年前と同じ要望が出されました。つまりは、何も前進してこなかったのではないかというふうな疑問が湧きます。

また、国が、16年かけてようやく行う健康調査についても、脳磁計とMRIを組み合わせで診断する手法を公表しました。しかし、この調査では、水俣病の広がりや把握することはできず、疑問の声が上がっています。

知事は、式典の祈りの言葉の中で、御本人や御家族の思いをしっかりと受け止め、国や関係市町、地元関係者の方々とともに、安心して在宅での生活を継続していただけるよう、きめ細やかな支援を進めてまいりますと述べられています。それこそ、関係者の皆さんが切に望まれていることです。

そのほかにも、知事は、丁寧に対応を着実に進めてまいります、水俣病の解決に向けて全力で取り組みますとの言葉がございました。知事には、知事の思いがあり、お考えがあると思います。

そこで、この1年の県としての対応、4月30日、5月1日の患者、被害者の皆さんとの面談で何を感じられたのか、今後の支援の充実の具体的な取組についてお尋ねをいたします。

2点目は、水俣病の正しい理解についてです。

宇城市が全世帯に配布した2025年度のカレンダーに「ハンセン病・水俣病などの感染症を正しく知っていますか?」と誤って記載した問題は、大きな波紋を引き起こしました。

その中でも、庁内でのチェックを擦り抜け、配布後、市民の指摘で誤記が発覚したことは、これまで、県、市町村の水俣病に対する認識や人権問題にどのように取り組んできたのかを改めて問われることとなりました。宇城市は、その後、様々な取組を進められていますし、県庁内でも同様のようです。

そのような中で、家庭教師トライを運営するトライグループのオンライン教材で、水俣病は遺伝すると誤った表記をしていたことが明らかとなりました。この教材は、2015年から9年間配信されており、再生回数が7万回を超えているとのことで、衝撃的な内容でした。中学生向けの教材であったことから、子供たちに誤った情報を伝え続けていたという点からも影響は大きいものがあります。

宇城市の「感染症」トライグループの「遺伝する」このような無理解が広がっていることに対して憤りを感じます。知事はどのように感じられたのでしょうか。

また、水俣病の教訓を国内外に発信し、世代を超えてつないでいくことの重要性を知事は述べられています。そのために、まずは、熊本県が主体となり、市町村職員への研修、県民への啓発活動など、水俣病の正しい理解についての責務を負うのではないのでしょうか。

以上、木村知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 1点目の患者、被害者の皆様への支援の充実についてお答えします。

昨年の水俣病犠牲者慰霊式の後、この1年間、

県の対応といたしましては、水俣病関係団体と環境大臣との再懇談や県独自での懇談を実施しております。また、日頃から担当者が現地へ足を運び、実務者レベルでの意見交換を行い、関係者の皆様の御意見、御要望をしっかりと伺ってまいりました。

そのような中で、いただいた御要望の実現に向け、私からも国に直接要望した結果、離島加算の増額をはじめ、マッサージ機器の増設、水俣病関連資料のデジタル化や保存活用等の支援を実現することができました。

また、慰霊式に合わせて実施している団体の皆様との懇談につきましては、今年から国と県の共催とし、これまで以上に、県も積極的に関与して、団体との事前調整をより丁寧に行いました。加えて、国に対しては、活発な意見交換ができるよう、十分な時間の確保を要望いたしました。その結果、昨年は1時間程度だったものが、今年は2日間にわたり実施することとなり、じっくりと出席者の皆様の声を聞かせていただくことができました。

懇談では、患者、被害者の方々の高齢化が進む中、日々抱えられている御不安や厳しい生活の状況をお聞きし、改めて支援の充実の必要性を感じました。

そのため、今後も、実務者レベルでの意見交換を継続し、御意見、御要望を詳しくお聞きした上で、できることから実現していきたいと思えます。また、皆様から特に強く御要望のあった療養手当の増額や納得性の高い健康調査の実施などについては、引き続き国に要望してまいります。

次に、水俣病の正しい理解についてお答え申し上げます。

今回の宇城市やトライグループの事案が発生してしまっことは、非常に残念と感じておりま

す。このような不適切な情報は、新たな差別や偏見を生み、深刻かつ重大な影響を与えかねないものであり、あってはならないことであります。また、水俣病の被害者の方はもちろん、問題の解決に御尽力されている関係者の皆様のお気持ちを傷つけることとなり、許されるものではございません。

宇城市では、この事案を深刻に受け止め、県の人権啓発ウェブ講座や水俣病語り部講話の受講、現地研修など、市職員全体で水俣病に関する正しい理解を深める取組を積極的に進めております。

県としても、県内市町村に対し、新規採用職員をはじめとする職員研修、人権関連の会議、関係通知などを通じて、水俣病などの正確な情報発信、啓発の強化、人権尊重を意識した業務遂行の徹底を改めてお願いしたところでございます。

また、県職員には、水俣病問題が県政の最重要課題であることを再認識させるため、新規採用研修をはじめとする各階層別研修、そして全職員が受講する特定課題研修などにおいて、理解をさらに深めることとしております。

トライグループに対しては、国や関係県、市とともに事実関係を確認し、社員教育の実施と正しい情報発信を行うよう要請し、国に対しても、今月3日、私自ら、議長とともに浅尾環境大臣の元を訪れ、啓発の強化を強く要望したところでございます。

来年は、水俣病の公式確認から70年の節目の年を迎えます。今回の問題を契機に、市町村職員及び県職員の水俣病に関する研修のさらなる強化を図るとともに、広く県内外の皆様に対し、水俣病への正しい理解の促進と偏見、差別の解消に向け、国と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 御答弁をいただきました。

離島加算の増額なんですけど、これは、島外の医療機関に通うに当たって、船の運賃の値上がりなどもあって、そもそも1,000円だったものを1万円ということまで要望をされていたものです。それが、1,000円の増額にとどまったというものがございます。実に長い間要望されていたので、たとえば1,000円の増額であっても、一歩進んだというふうに団体の皆さんは捉えられておりますけれども、やはりさらに負担軽減にまで追いついていないということもあるので、さらなる増額の取組が必要だというふうに思います。

支援については、るる説明をいただきましたが、本当にできることを進めていただきたいというふうに思っています。

お話を聞く、これはとても大事なことです。でも、お話を聞くだけに終わるのじゃなくて、それが形になっていく、対策が取られていくということが、やっぱり何よりも求められていることだというふうに思います。

患者さんたちには、もう待てない現実があります。知事もそのことを強く認識されたと思いますので、県ができる支援の充実、また、国への要望、それも本当に強く取り組んでいただいて、水俣病の全面解決に向けて御尽力いただきたいというふうに思います。

それと、水俣病の誤った理解と広報、これについては、県庁を挙げて、また、市町村に向かっても取り組んでいくということですので、本当に丁寧をお願いをしたいというふうに思っています。

よく、水俣病のお話をすると、水俣病の教訓ということが言われます。水俣病は、水銀排出によって引き起こされた公害病です。環境への配慮を欠いた経済活動が深刻な影響をもたらしました。

その回復も容易ではないと。そして、人の命と健康に大きな影響を与えるということを示しているというふうに思います。そして、そこにあったのは、国と県の重大な責任であるというふうに思います。

私は、県を含めた市町村に必要なというふうに思うのは、水俣病の正しい理解と行政の責任を認識していただくということです。今、PFASやPFOAなど有機フッ素化合物による地下水の汚染、産業廃棄物処理問題、大型風力発電の問題、メガソーラーの問題など、まさに環境と経済活動と健康被害の問題が、そこに直面しているのではないかと思います。発生源が不明、汚染が基準値以内などの理由で対応されていないものもありますし、住民の不安の声に答えていないものもあります。

住民の命と暮らしと財産を守る、これが自治体の責務です。見過ごすことなく、適正に対応していく必要があるというふうに思います。それが、二度と水俣病を繰り返さないということではないかと思います。

以上でこの項を終わります。

3点目、熊本で進む有事を想定した防衛力強化に対する知事の認識について伺います。

今年、戦後80年となります。戦中、戦後を経験した世代が少なくなってまいりました。故田中角榮氏の名言に、戦争を知っているやつが世の中の中心である限り、日本は安全だ、戦争を知らないやつが出てきて、日本の中核になったとき、怖いなあ、しかし、勉強してもらえばいいやなという言葉があります。今日本の中核を担っている人たちは、ほとんどが戦争を知らない世代です。田中角榮氏が危惧されたような日本に進んでいるのではないかと不安が募ります。

その大きな転換点は、2015年9月に強行採決さ

れた安全保障関連法案、安保法案です。当時、これは戦争法であるとして、大きな反対運動が起きました。その後、2022年に、安保3文書が閣議決定され、反撃能力の保有が明記され、軍備が加速度的に進んでいると感じています。

熊本においては、健軍駐屯地に拠点を置く陸上自衛隊西部方面隊司令部の地下化、熊本空港の2024年アメリカ軍用機離発着回数88回は、21空港中最多の数です。

また、オスプレイの飛行の増加やアイアン・フリスト、レゾリュート・ドラゴン、キーン・ソードなど、日米共同訓練も激化し、頻繁に軍用機の爆音や夜間低空飛行などが目撃されています。八代市でも情報をいただきました。そして、そのほとんどが市民に情報が知らされていないという事実です。

そのような中、3月16日、反撃能力を持つ長射程ミサイルが九州に先行配備されるという報道がありました。大分の湯布院駐屯地と熊本の健軍駐屯地には地対艦ミサイル連隊が配備されていることから、先行配備は、この2か所ではないかとの懸念がございます。25年度中の配備が予定されています。

沖縄県の玉城知事は、いち早く沖縄県へのミサイル配備に反対との表明をされました。その理由として、基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが予想される、県民の理解を得られないと述べられています。攻撃対象となるリスクは、熊本に配備されれば、熊本県民が負うことになるのではないのでしょうか。

熊本でもミサイル避難訓練が行われています。とても現実的だとは思えない無謀な訓練です。命を守る訓練というよりは、戦争が起きたら、ミサイルが発射されたらという、起きることが前提の意識づけの訓練だと思います。

また、九州各県の軍備も、先ほど述べた長射程ミサイル配備計画、佐賀空港のオスプレイ配備計画、大分分屯地の大型弾薬庫の建設、多数の特定利用空港、港湾指定、沖縄県からの先島諸島の住民11万人の避難計画などが進められています。国策として進められている計画に対し、受け入れる姿勢の各自治体の対応はこれでよいのかと不安になりますし、危機感を持っています。

そこで、木村知事にお尋ねいたします。

1点目、このような現状を知事はどのように捉えられていますでしょうか。

2点目、九州への長射程ミサイル配備は、2025年度内に配備開始とされています。熊本県への配備も想定されることから、知事は反対を表明されるお考えはないでしょうか。

また、九州知事会において、急速に進む九州の軍備について議論し、九州の平和を守ることに ついて連帯していくお考えはないか、お尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

**○知事(木村敬君)** まず、防衛力強化についての認識についてお答え申し上げます。私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、いわゆる有事に陥らないことを何よりも望んでおります。

他方、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、国による防衛力強化の取組は、他国の脅威などから国民の安全と国土を守るために必要なものであると認識しております。

本県には、陸上自衛隊西部方面総監部と第八師団が配置され、防衛の重要な拠点の一つとなっています。自衛隊員の皆様が、国民の安全と国土を守るため、日々全力で取り組まれていることで、国民が安心して平和に生活できる社会が保たれていると考えております。

次に、長射程ミサイル配備についてお答えいた

します。

長射程ミサイルが九州に先行配備されるとの報道は承知しておりますが、そもそも防衛は国の専管事項であり、国が責任を持って、国民が不安を感じないように、丁寧な説明を行う必要があるものです。

中谷防衛大臣も、配備場所は決まっていない、また、配備に当たっては、地元に対する丁寧な説明、適切な情報提供に努めていくと説明されているところです。

そのような中、これまで、本県に対し、長射程ミサイル配備についての説明などはなく、私の考えを表明する段階にはないと思います。

また、この件に関して、九州地方知事会で議論する予定はございませんが、私を含め、九州各県の知事も平和を望む思いは同様であると認識しております。

本県としましては、様々な国や地域の方々と積極的な文化、経済交流などを深め、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと考えております。

[幸村香代子君登壇]

**○幸村香代子君** お答えを頂戴いたしました。

答弁にありました、自衛隊の皆さんが、本当に国民の安全と国土を守るために、全力で取り組まれていることに対しては、本当に敬意を表しますし、感謝をしています。特に、熊本地震や令和2年7月の豪雨災害での献身的な救助活動や災害支援など、県民の支えとなっていていただいていると思っています。だからこそ、有事となれば、彼や彼女らが最前線で巻き込まれることだけは避けなければならないと思っています。

長射程ミサイルが九州へ先行配備されることについて、知事は、防衛は国の専管事項であり、配備に当たっては、国が丁寧な説明と適切な情報提供に努めていくと大臣が説明されているとお答え

になりました。説明や情報提供は、配備するということが前提であり、配備するかどうかを判断するための説明ではないとお聞きしています。私は、そうであるからこそ、長射程ミサイルの配備について、熊本県への配備を反対する意思を表明いただきたいと思い、質問をいたしました。

御答弁では、熊本県への配備について、まだ説明がないようですので、知事の考えを表明する段階にないとのことでした。今後、国からそのような説明があった場合は、反対の意思を表明いただきたいと思います。

また、九州知事会での議論をする予定はないとのことですが、冒頭に述べましたように、九州の防衛力強化は進んでいます。3月に来日したヘグセス・アメリカ国防長官は、共同会見で、日本は、西太平洋の最前線に立つと断言されました。このことの具現化が九州ではないかと思えます。そのことを九州知事会で議論いただきたいと思っています。

平和を望む思いは、知事会の皆さんも国民も県民も同様であると思えます。毎年、戦没者追悼式が各地で開催されます。そこでは、異口同音に哀悼の誠がささげられ、恒久平和の希求、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくことが、今を生きる私たちに課せられた重要な使命であるといった言葉が述べられます。本当に大切なことだと思えます。

そのような思いと、今何が起きているのかを真正面から捉える必要があると思えます。いつの間にかということがあってはなりません。

知事におかれましては、最後に、様々な国や地域との積極的な交流を通して、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと述べられました。私も、これしかないと思えます。主食の米ですら満足に食べられない日本にとって、不断の積極的な

平和外交でしか命と暮らしは守れないと思えます。その努力をお願いして、この項を終わります。

4点目、プレコンセプションケア推進事業、AMH検査モデル事業についてお伺いをいたします。

令和7年度の新規事業として、AMH検査モデル事業が提案されております。この内容について、3月の新聞掲載に続き、4月の厚生常任委員会での岩田智子県議の質疑、その後、様々な報道がありました。県内外からも御意見が聞こえているところです。その後、どの時点で知事がこの状況を把握されたのかは定かではありませんが、6月5日の定例記者会見で、担当課に、モデル事業の見直しを指示されました。

私は、若い世代の皆さんが自分の体の状態を知り、心身の健康に気をつけることや将来のライフプランの中で、結婚や妊娠、出産を含めた自己決定をする上で、プレコンセプションケアを希望される方たちが、これを選択される機会があることを否定はいたしません。

本来であれば、幼少期を含めた教育課程の中で、発達段階に応じた包括的な性教育が行われ、正しい知識が身につくことが望ましいと思えますが、現状では、その必要性に現場が追いついていないと思えます。その現実の中で、プレコンセプションケア事業は必要なことだと思えます。

しかし、今回提案されていたAMH検査モデル事業は、問題があると思っています。これは、採血によって、卵巣の中にどれくらいの卵子が残っているかを調べる検査です。

まず、そもそもモデル事業で検証する必要があるのかという疑問です。妊娠、出産も含めた自身の生き方をどう考えるかは極めてプライベートなものです。

AMH検査で分かるのは、卵子の数であり、質ではありません。妊娠には質が大事であり、たとえ卵子の数が少なくても、卵子の質や相性がよければ、妊娠の確率は高くなります。そのような検査でありながら、今年度、モデルケースとなる女性職員が、数で一喜一憂し、精神的なストレスを抱えることが考えられます。県が目的とする、この検査を通して、女性が、まず自身を知る意識づけにしたいというものは真逆の結果が発生する可能性があります。

実際、検査された方のお話を聞きましたが、分かっている、やはりショックだったというお話でした。たとえ希望者のみということであっても、同じ職域の中で、対象とされる20代独身の女性職員が誰であるのかは分かるはずですが、さらには、検査が県庁内の診療所で行われていることに対して、全くの配慮がされていないと言わざるを得ません。担当課の説明では、検査結果は本人にのみ知らせ、本人の希望があれば専門医のフォローが受けられるとのことでしたが、なぜ、最初から専門医での検査としなかったのか不信感があります。

次に、妊娠、出産は女性だけの問題ではなく、不妊の50%は男性側にあるわけですから、なぜ、男性の不妊検査、これが提案されなかったのか疑問に思うところです。プレコンセプションケアであれば、当然男性も対象とされるべきです。既に取り組んでいる先進的な自治体もあります。その情報を分析されれば、モデル事業をせずとも、本格的な事業展開を提案されてよいのではないかと思います。

現在、こども家庭庁においても、プレコンセプションケア事業展開を考えられています。

そこで、モデル事業の予算を県庁内の研修に充て、推進する人材を育成してはどうでしょうか。

私は、今回の提案を受けて、その必要性を痛感いたしました。

知事は、知事が就任されたときの私の質問に、男女共同参画の推進は当然のことであると考えているので、マニフェストには掲げなかったとお答えになりました。その知事が、今回のモデル事業を推進されておられるのだと、もしそうであれば理解できなかったというところです。しかし、モデル事業の見直しを指示されたことにほっとしております。

そこで、知事は、この問題の本質は何であったとお考えでしょうか。そして、どう見直すべきであるとお考えなのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 私は、結婚や妊娠は本人の自由意思に基づくもので、多様な価値観、考え方が尊重されるべきであり、その上で、県民が自らの選択により子供を産みたいと望んだ場合に、その選択ができるようにしていくことが重要であると考えております。

そのために、男女を問わず、若い年代から、プレコンセプションケアの知識に基づき、妊娠、出産を含めたライフデザインを考えて健康管理を行っていくことが大切だと考えております。

多くの県民の皆さんの声を踏まえて策定したこともまんなか熊本・実現計画においても、プレコンセプションケアの取組を推進することを掲げ、その一環として、今年度、当該事業が予算化されました。

健康福祉部が独自のモデル事業を県庁内で模索、検討する過程で、常任委員会や報道で意見をいただきました。私は、報道でこの事業の検討状況を初めて知り、その日の朝、直ちに関係部局を呼び事業の再検討を指示したことは、定例記者会見でも述べたとおりでございます。

議員お尋ねの問題の本質は何かについてですが、本事業については、事前の検討段階で、課題、問題点に気づき、方向性を修正しており、問題が生じたとまでは認識しておりません。

私が直ちに再検討を指示いたしましたのは、年齢や性別、結婚歴の有無で対象を限定しようとする案を検討していたので、それは繊細な事柄であり、配慮に欠けた対応になっていると感じたからでございます。

それでも、限られた予算の範囲内で応募者が多数来たらどうしようとか、全国的にも先行事例が極めて少ない中で何とか県民向けの事業にする前に、県庁職員の希望者に協力を求めようと考えてこのモデル事業の設計を模索した職員の姿勢を、私は問題視するつもりはございません。

一旦立ち止まって考え直したことをもって、議員も御理解いただきたいと思っております。

事業の内容は、今職員が再検討しておりますが、今年度は、職員向けのモデル事業も含め、AMH検査は実施せず、代わりに、対象者を広く一般県民に広げた形でプレコンセプションケアの普及啓発を行い、併せて実施するアンケートにおいて、今後の在り方について、御意見をいただく方向で検討しているところでございます。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** 今年度は、職員向けのモデル事業を含め、AMH検査は実施せず、一般県民に向けたプレコンセプションケア普及啓発を行い、あわせて、アンケートにより、今後の在り方について御意見をいただくとの御答弁でした。私も、まずそこからだろうというふうに思います。

そもそもプレコンセプションケアがどのようなものであるのかという理解が、どれほど進んでいるのかなというふうにも思います。そして、これについても、様々な論調があります。どのように

考えるかは本当に千差万別であり、また、それでよいのだと思います。考え方は様々にあっているのだと思います。そして、理解し、納得した上で、希望される方が専門機関で検査を受けるというのが、本来の進め方であろうというふうに思います。

また、併せて言わせていただければ、若い人たちの過重労働であるとか、結婚後の夫婦の育児、家事労働の負担割合、妊娠前から出産後のサポート体制の不足、子育てペナルティーと言われる出産による賃金格差などなど、出産を選べない、選ばない背景は多岐にわたっています。その多くは女性が抱えるものです。どうか、このことを併せて認識いただきたいというふうに思います。自分の体に向き合う機会をつくることと併せて、子供を産みたいと選んだ場合に、その選択ができる環境整備が必要です。

先ほど、知事の御答弁の中に、検討段階というか、準備段階であったので、問題が発生したというところまでは考えていないという御答弁でした。本当に担当課の皆さんは、一生懸命考えられたんだというふうに思います。何とかこの事業を前に進めたい、そのためには、準備をいろいろやっていく中で、今回のモデル事業なんかも検討されていったんだろうなというふうに思います。

でも、やっぱりその検討の段階で、どこかで、先ほど冒頭述べさせていただいた課題があるにもかかわらず、このことが、問題が発生したとは考えていないというふうな御答弁になったことが、少々驚きであるというふうに思います。制度設計の問題ではなくて、本当に何度か指摘されていて、知事の再検討の指示がなされるまで、なぜ進められてきたのか、知事が繊細で配慮に欠けたと思われるもの、これをやっぱり担当課も含めて共通認識を持っていただいて、深く掘り下げていた

だきたいなというふうに思います。問題にならなかったからよかったということではなくて、問題になる前に、その本質は何だったのかということ掘り下げていくことはとても大切なことだと思います。よろしくお尋ねをいたします。

大規模林野火災への対応についてお尋ねをいたします。

令和7年に入り、2月から3月にかけて、岩手県大船渡市をはじめ、日本各地で大規模林野火災が発生しました。

これまで、大規模林野火災といえば、主に海外での発生が多く、特に今年1月のアメリカ・カリフォルニア州・ロサンゼルス近郊で起きた火災は、面積が2万ヘクタールを超え、29人が死亡、被災した建物1万8,000棟を超えました。テレビの報道などもあり、皆さんの記憶もあると思います。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、令和7年に入ってから国内で発生した主立った林野火災による被害状況です。これまでも、焼損面積が100ヘクタールを超える規模の林野火災は、年間、ゼロから1件程度で推移していましたが、令和6年は3件、令和7年は既に5件発生しています。表は6なんですけど、一番上と下、大船渡市なので、これを1と数えています。大船渡市の林野火災では、鎮圧までに12日間を要し、人口の1割に及ぶ4,600人に避難指示が出されました。3月には局地激甚災害に指定され、復旧、復興が進められています。これまで風水害や地震などによる災害で地域が被災することはありましたが、同じような被害が林野火災でも起き得ることを改めて認識しました。

また、林野火災は、鎮火後も、火災によって積み重なった木々や火が回った腐葉土は保水力が失

われ、大雨が降れば、土砂災害を引き起こす危険性もあり、焼けた山林の復旧事業には、膨大な手間とコストがかかると言われています。大船渡市でも、これからの梅雨の時期を心配されています。

熊本県も対岸の火事ではないと思います。県の森林面積は、熊本県全面積の62%を占めており、私の住む八代市では74%になります。中山間地や林野が住宅地の間近にある地域も多く、大規模林野火災が一たび発生すれば、その被害の大きさや、住民の暮らしに大きな影響が出ると予想されます。

そこで、県がこれまで行ってきた林野火災防止に向けた取組や実績、また、最近発生している林野火災を受けて、熊本県としての対応を検討されたのか、されたとすれば、その内容について農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 大規模林野火災への対応について、まず、県がこれまで行ってきた取組や実績についてお答えします。

林野火災は、たき火や火入れなど人為的によるものが多く、本県の発生件数は、ここ5年間では、年間60件程度となっています。

このうち、規模の大きなものとしては、令和4年に野焼き中の火が山林に延焼し、防災ヘリ等による消火活動が行われましたが、55ヘクタールが焼失した事例があります。また、本年3月23日には、林野火災が6件相次いで発生する事態も生じました。

こうした林野火災が発生した際には、本県の防災ヘリに加え、他県の防災ヘリの応援も受けながら、早期の消火により拡大の阻止に努めております。

また、そもそも林野火災を未然に防止すること

が重要であり、そのためには、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県では、例年行楽シーズンが始まる春に、市町村や消防本部に対して注意喚起を行っております。また、火災の発生が多くなる秋以降には、県から市町村に依頼し、広報誌等を通じて、強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと、枯れ草等があり、火災が起こりやすい場所では、たき火をしないことなどを県民に広く周知しています。

さらに、令和4年度には「山火事予防DVD」を制作し、小学校、森づくり団体、市町村、消防本部などに配付するなど、予防対策の強化を図ってまいりました。

次に、最近発生している林野火災を受けた本県の対応についてお答えします。

本年3月以降、さきに述べました例年の注意喚起に加え、岩手県で発生した林野火災及び昨年度末に県内で相次いで発生した林野火災を踏まえ、市町村や消防本部に対して警戒の強化や予防のさらなる徹底等の依頼を複数回行ったところです。

また、現在、国においては、大船渡市での林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討が進められております。

今後、国における具体の対応策等も踏まえながら、市町村や消防本部と連携し、県民への防火意識の高揚を図るとともに、林野火災の防止に向けた普及啓発をさらに推進してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 林野火災の原因は、たき火や火入れなど人為的によるものが約99%を占めているとの報告が林野庁の資料にあります。そのような意味では、いかに火災を起こさないために、防火意識を高める取組が重要であるかということになると思います。

また、発生時期の70%が1～5月に発生し、最も多いのが4月ということです。山菜取りやハイキングなど入山者が多くなり、野焼きなどの火入れも行われる時期と重なります。さらには、インバウンドの増加から外国人への注意喚起も必要になってくると考えられます。様々な情報媒体を活用して取り組んでいただきたいと思います。

現在、林野庁は、令和4年から、株式会社ウェザーニューズに委託して、林野火災発生危険度予測システムの構築に取り組んでいるとの情報がございました。これが実用化されれば、山火事の危険性が高い日を予測し、危険な時期と場所を特定することができるようになるなど、集中的な予防対策が取られていくのではないかと期待するところです。

国連環境計画の報告書では、地球温暖化による林野火災の発生リスクは、2030年までに14%、2050年までに30%、2100年までには50%上昇すると予測されています。今回の大船渡市の大規模火災は、今後頻発していくことが考えられます。

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○幸村香代子君(続) 市町村とも連携しながら、火災防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は全て終了をいたしました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時8分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕(拍手)

○前田憲秀君 皆さんこんにちは。熊本市第二選挙区、公明党の前田憲秀でございます。

今回で19回目の質問になりました。前回の反省から、少し余裕を持って、絞った質問をと取り組んでおったんですが、結果的には盛りだくさんの内容になってしまいました。しっかり最後まで取り組みたいと思います。

今日は、県議会同期の緒方副議長が初めて本会議を指揮する最初の質問ということで、大変光栄に思っております。時間の配分もよろしくお願ひしたいと思います。

早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

知事、執行部の皆様方には、いつも以上に明快で、わくわくするような答弁をお願いいたします。

一番目の質問です。

介護職員処遇改善等に関する県の考え方について質問いたします。

熊本県下の介護職員数は、令和2年度まで右肩上がり、その数3万2,396人をピークに、その後減少傾向にあります。昨年、介護報酬改定に向けて、介護職員の月額平均6,000円程度の賃上げが行われるとともに、それまで3つの制度に分かれていた処遇改善加算が一本化されましたが、介護職の処遇はまだまだ厳しい状況です。

介護職の平均給与は、全業種の平均より約8万円低いと言われ、昨年の春闘の平均賃上げ率が5.1%だったのに対し、介護分野は、報酬改定による令和6年度の賃上げ率の目安は2.5%にとどまっています。

このような状況において、今年2月には、令和6年度の国の経済対策を受けて、介護職員の賃金

引上げなど、処遇改善への取組に対する支援として、13億1,700万円が予算化されています。この事業は、県が主体となり実施しており、事業所に対する補助額は、常勤の介護職員1人当たり5万4,000円相当になると言われています。

介護事業所は、公定価格である介護報酬により運営されるため、物価高の影響を価格に転嫁できません。このため、介護職員らへの一時金などに使えるこの補助金の意義は大きいのではないかと考えられます。

要件は、事業所が職員の賃上げなどの取組に対する介護報酬の処遇改善加算を受けていること、業務の見直しなどによる職場環境の改善を既に実施または計画していることが補助金の支給要件と聞いています。こうした取組は、介護人材の確保に欠かせないものと考えられます。

さらに、介護需要が高まる中で担い手を確保するには、補助金を処遇改善の一助とするとともに、持続的な賃上げに加え、ICTやロボットを活用した業務負担の軽減などを進める必要があります。

県は、今年4月に、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを開設し、介護サービスの質の向上、介護人材の確保、定着を目指し、介護サービス事業者における業務改善や介護テクノロジーを活用した取組をワンストップで支援すると伺っています。

県ではこのような様々な取組が行われていますが、令和6年度の国の経済対策による補助金が介護職員の処遇改善にどのように寄与すると考えておられるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

また、中でも、訪問介護事業所においては、介護報酬改定で基本報酬が引下げとなり、特に厳しい状況にあり、国の補正予算を活用した新たな取

組を始められると聞いていますが、その具体的な内容と期待する効果についても併せてお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、令和6年度の国の経済対策による介護人材確保・職場環境改善等事業を活用した補助金についてお答えします。

これまで、介護報酬における加算制度の創設や拡充がなされ、県においても、介護事業所に対する補助金を交付してきました。これにより、介護職員の給与水準は着実に上昇しているものの、他産業との格差の解消にまでは至らず、依然として処遇改善は大きな課題であると認識しています。

そのため、今年度は、人件費の改善に加え、職場環境改善に向けた業務の見直しなどの取組にもこの補助金で支援することとしています。

多くの事業所で、この補助金を活用して、職員への一時金に充てるなどが見込まれており、介護職員のさらなる所得の向上に寄与するものと考えています。

さらに、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを今年4月に開設いたしました。このセンターにおいて、社会保険労務士等の専門家と連携しながら、介護現場の相談対応や伴走支援などを直接行うことで、補助金による所得向上や職場環境改善の効果とも相まって、職員の定着促進や新たな人材の確保にも寄与するものと考えています。

次に、今定例会に提案している訪問介護事業所に対する新たな取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、訪問介護につきましては、県内でも人材不足や経営状況の悪化が見られ、特に中山間地域においては厳しい状況にあると認識しています。

そのため、新規入職者がスムーズに現場に入っていけるよう、1人での訪問に不安がある経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成や専門家の派遣による経営改善に向けた取組など、実態に応じた新たな支援を行っていくこととしています。

あわせて、今月4日には、知事や県議会議長とともに厚生労働省を訪問し、現場の実情に即した訪問介護に関する制度や報酬の見直しも要望してまいりました。

これらの取組を継続していくことで、訪問介護の担い手の確保や経営の安定化が図られ、ひいては、必要なサービスの提供体制の確保につながっていくものと考えています。

今後とも、介護職員の処遇改善や介護サービス事業所への支援にしっかりと取り組み、介護を必要とされる方に、住み慣れた地域で持続的に介護サービスが提供できる体制づくりに努めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 介護職員の役割は、今後ますます重要になってまいります。志を持ってその職に就いたものの、処遇の低さで生活が行き届かないとの話を多く聞きます。超高齢化が進む中で、介護職員の減少は何としても抑えなければならないと思っています。

質問でも述べました、介護職の給与は、公定価格で運営されているため、物価高の影響をなかなか転嫁できませんが、答弁にもありましたように、社会保険労務士等のサポート体制など処遇改善が最優先ですが、介護サービスの支援にしっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、公共施設マネジメントの観点からスポーツ施設を考えると題して、1つ目、地方公

会計と公共施設における民間資金の活用について、2つ目、スポーツ施設整備について、続けて質問させていただきます。

地方公会計については、平成27年1月に、総務省から、統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されてから10年以上が経過いたしました。総務省が毎年実施している調査によりますと、令和7年3月時点で、本県を含め95.3%の地方公共団体が財務書類を整備済みとのことです。

このように、財務書類の整備が定着し、住民への公表など情報開示等は着実に進む一方で、総務省の調査によると、公共施設マネジメント等への活用はあまり進んでいないようです。

そのような中、地方公会計情報の活用と促進を目指して、令和4年から、今後の地方公会計のあり方に関する研究会が開催され、昨年12月に報告書が取りまとめられました。この報告書では、財務書類の情報充実と固定資産台帳の整理、精緻化が改善策として示されています。

熊本県では、7万件を超える固定資産台帳が整備されていますが、今後、公共施設の維持管理や更新等に関する意思決定プロセスへの活用が期待されます。

また、内閣府は、自治体が施設の建設や運営を行う際に、官民連携、PPPや民間資金活用による社会資本整備、PFIの導入を優先的に検討するよう促しており、人口10万人以上の自治体に優先検討を求めている指針を今年6月に改定し、対象自治体を5万人以上に拡大しました。このことから、官民連携による公共施設のマネジメントが本格的に実行段階に入ったと考えられます。

そして、この公共施設マネジメントの代表例として捉えられるのが、アリーナなどのスポーツ施設ではないでしょうか。これまで、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が3回開催

されていますが、3月に行われた第3回検討会議の議事録を拝見すると、各市町村における硬式野球場、武道館、アリーナ、サッカースタジアムの施設整備に関する構想等の有無について調査を実施し、複数の団体から回答を得ており、それらを踏まえた識者の議論となっています。

県は、2026年に整備の方向性を決める方針を説明したものの、委員からは、県有施設の老朽化は待たなし、早く今後の方向性を示すべきだとの意見が出ています。各識者の意見を見ても、議論はほぼ出尽くしたと思われる。

例えば、野球場、武道館、陸上競技場などに関する意見に加え、まずは県営体育館の整備を優先すべきとの意見が多かったように感じます。熊本市との連携、費用負担の問題、スケジュールは、昨年プレゼンをした自治体や民間事業者に対しても間延び感は否めないとの意見があります。

一方では、宿泊施設、来熊者への観光、飲食の創出により、地元の雇用につながり、人材流出阻止に寄与するとの意見も出たようであります。優先順位、手法について、検討会では一定のコンセンサスが得られているように感じます。

そのような中、現在の検討作業の進捗は、自治体、民間事業者の思いに込めているのでしょうか。さらに、今後費用負担の問題が出てくると思われるが、民間にどれだけ費用を求めるのか等、検討作業を急ぐべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書を受けた今後の取組について、また、PPPやPFIに代表される民間資金の活用についてどのように考えているのか、総務部長に伺います。

そして、スポーツ施設整備に関する検討会議で示された意見をどのように感じ、どのように方向性やスケジュールを示すのか、木村知事にお尋ね

をいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) まず、今後の地方公会計のあり方に関する研究会の報告書を受けた取組についてお答えします。

本県では、総務省が示した統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づく財務書類を平成30年度の決算から毎年度作成し、他団体との比較分析を含めて公表しています。

一方で、研究会報告書では、地方公会計情報の整備は進んでいるものの、活用が定着したとは言えないとされており、さらなる活用に向け改善策が示されています。

具体的には、現状、貸借対照表に資産として計上されていない県が管理する国道など所有外管理資産の計上や、総額表示となっている地方債の内訳として、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の表示など、財務書類の情報の充実が必要とされています。

また、固定資産台帳についても、法定耐用年数が異なる建物と設備は、建物一式での記載ではなく、更新を行う単位ごとの計上など、固定資産台帳の整理、精緻化も必要とされています。

これらについて、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備することが求められているところ です。

このため、本県においては、公共施設のマネジメントや中長期的な財政運営の改善にも資するよう、本年3月に改定された総務省のマニュアルを踏まえ、できるだけ早い段階で固定資産台帳の整備やシステムの改修等を行うことにより、地方公会計情報のより一層の活用に取り組んでまいります。

次に、民間資金の活用についてお答えします。

県有施設の整備と管理に当たっては、県民サー

ビスの向上を図りながら、行政の効率化や財政負担の軽減を進める必要があります。

県では、平成29年3月に熊本県公共施設等総合管理計画を策定し、量の見直しを行う総量最適化、使い方の見直しを行う効率的活用、そして、質の見直しを行う長寿命化の3つの視点に沿った取組を進めています。

効率的活用の一つとして、PPP、PFI等の手法により、民間の資金や経営ノウハウ、技術力を活用し、効果的、効率的な公共施設の整備等を進めることは有効と考えています。

国は、PFI等の官民連携を推進するため、関係法令の整備や補助制度の措置等により地方公共団体の取組を後押ししており、都道府県における官民連携の事例は年々増加しています。

本県でも、事業費総額が10億円以上の施設整備においては、PFI等の官民連携手法の導入について検討することとしており、現在は、天草地域の職員住宅の更新について、事業者の公募に向けた手続を進めているところです。

この手法を取り入れることで、経済的、効率的な施設の整備、管理や事業費の圧縮に加え、民間投資の呼び込みによる地域経済の活性化にも寄与できると考えています。

今後も、PFI等官民連携手法の導入に積極的に取り組んでまいります。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) スポーツ施設整備についてお答え申し上げます。

これまで開催した公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議では、老朽化が進む施設の現状や課題、求められる機能などについて議論を深めていただいております。

また、県内市町村等のスポーツ施設の整備構想を調査するとともに、36の競技団体やスポーツチ

ーム、施設管理者と、施設の利用実態や改善点について意見交換を行ってまいりました。

検討会議の委員や競技関係者からは、建設当時から利用実態や競技環境が変化し、施設の機能不足が生じているという御指摘を受けております。また、スポーツをするニーズに加えて、国際大会やプロスポーツなど、ハイレベルな競技を臨場感あふれる雰囲気で見守ることができる、快適に観戦できる、言うならばスポーツを見るニーズにも応える施設とすることで、にぎわいの創出や誘客促進など、地域経済の活性化につなげるべきとの意見もございました。

スポーツは、県民の健康増進に加え、多くの人々に夢や感動を与え、将来を担う子供たちには未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たすものでございます。

私も、これからのスポーツ施設は、県民の活力向上とともに、国内外からの交流人口を引き寄せるまちづくりの拠点、熊本新時代を共に創る、創造していく基盤の一つになると考えております。

そのため、老朽化が進む数あるスポーツ施設の中で、優先順位を明確にしつつ、関係者とともに、その再生を進めることが重要だと認識しております。

私は、昨年の知事選でのマニフェストにおいては、知事の任期中、すなわち2028年までの間に方向性を出すとしておりましたが、県民の期待の高さもあり、2026年度に前倒しをしたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、これまでの検討会議での議論において論点整理も大分進んできたと思いますので、そろそろ検討会議としての御意見を取りまとめいただく時期に来ているのではないかと、こちらから打診しているという

ことを御報告申し上げたいと思います。

県としては、検討会議からの御意見等を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたいと思っております。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 統一的基準による地方公会計が公表されて10年が経過しました。一般の企業とほぼ同じ会計の仕組みになったわけでありますけれども、その活用となれば、まだまだこれからであるようであります。

固定資産台帳の整備で、例えば県営団地の活用策等、県有資産のさらなる有効活用は、いろいろ議論ができるんじゃないかと思っております。

答弁で、所有外管理資産だとか臨財債の話がありました。非常に議事録だけでは難しい言葉なので、このことに関しては、またじっくりと時間をかけて議論をしていきたいと思っております。

PFI等の官民連携手法の導入は、全国的に取り組んでおります。効果的かつ効率的な公共施設の整備に積極的に移行すべきであると述べておきたいと思っております。

スポーツ施設の在り方に関しては、知事の思いと執行部にずれはないのか。前回も紹介したように、全国でアリーナ建設や構想が相次いでおります。もう皆さん御承知のとおり、愛知県のIGアリーナというところは1万5,000人収容の規模で、7月に行われます大相撲の名古屋場所でこけら落としと聞いております。また、岡山市でも、商工団体と連携して、新しいアリーナの構想が2031年を目指して動き出しましたと。ここはまた県は関与しないという話です。お隣の鹿児島県では、これもまだ構想ですけれども、桜島を臨む地に8,000人収容のコンベンションホールの話が出ていると聞きます。

どうか、知事にはわくわく感を持って、しっかりこれからも検討していただきたいというふうに思っています。

先月、県立体育館の補修工事で、一定期間閉館になります、工事費は修理費用5億円ですという記事が出ました。これは、老朽化した建物に対しての計画的な予算執行なのでありまじょうが、そのことと在り方検討とは全く別物なのか、わくわく感のトーンは、何か私としては下がるばかりのようで残念でありました。

木村知事には、やるのかやらないのかを含めて、前倒しのさらに前倒しで決断すべきではないかと思っております。

熊本市との連携、そして予算はどれほど見込んでいるのか、どこが負担をするのか、そういう話を出して、またいろんな議論が進むんじゃないかと思っております。引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、電力需要の拡大への対応とエネルギーシフトへの挑戦、水素産業の育成について質問いたします。

T SMCをはじめ半導体産業が集積し、九州全体が新生シリコンアイランドとして発展する一方で、必要となる電力需要も増加することになります。

今年3月に国の関係機関が公表した九州の電力需要見通しによれば、今後10年間、供給が需要を上回り、安定供給を確保できる見通しであると聞いております。

しかしながら、さらに、九州内において、J A S M第3工場やデータセンターなど大量の電力を消費する施設が建設されれば、電力需要はさらに拡大し、脱炭素電源の確保が急務であります。今後拡大する電力需要とゼロカーボンを両立させるためには、再生可能エネルギーの確保が重要とな

るのは当然であります。

そのような中、国は今年2月、第7次エネルギー基本計画を閣議決定いたしました。計画では、我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、バランスの取れた電源構成を目指し、再生可能エネルギーを最大限導入することとされています。

そして、この再生可能エネルギーの中でも大きな割合を占める太陽光発電については、需要を供給が上回る時間帯など、出力抑制として電気が供給できない状態が発生しており、これが令和5年度で136回、令和6年度で128回と、年間3割を超える日数で余剰電力が発生しています。

私は、この出力抑制で無駄になる余剰電力を活用し、水素を製造し、CO<sub>2</sub>を排出しない燃料として利活用する、再エネ電力を最大限活用した水素社会に向けた取組が重要だと、これまでも訴えてまいりました。

国も、水素等は幅広い分野での活用が期待される鍵となるエネルギーと位置づけており、昨年5月に設立した水素社会推進法に基づき、価格差に着目した支援等により、サプライチェーンの構築、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていくとしています。

また、国は、水素モビリティの導入を促進するため、重点地域を設定し、先行需要を創出するとともに、周辺需要の喚起を図っていくこととし、5つの重点地域を選定しました。

県庁に設置されていた水素ステーションが撤去され、水素に関する取組が後退するのではないかと心配することもありましたが、県では、昨年度から水素の利活用に向けた意見交換会を開催し、さらに、本年度はカナダのエドモントンで開催されたカナダ水素会議にも参加されており、この水

素に対する新たな県の動きに期待しているところ  
です。

私は、何とか県には水素社会の実現に向け取り  
組んでいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

電力需要の拡大に対し、水素の利活用について  
どのように考えておられるのでしょうか。また、  
余剰電力での水素製造や今後の水素活用に向け  
て、県が開催している意見交換会でどのような検  
討を行っているのでしょうか。カナダ水素会議で  
紹介された先進的な取組を踏まえ、県として水素  
利活用に向け、今後どのように進めていくのか、  
商工労働部長にお伺いをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

**○商工労働部長(上田哲也君)** 本県の第2次熊本  
県総合エネルギー計画では、2030年度に県内消費  
電力の50%を再エネ電力にする目標を掲げていま  
す。この目標を達成するためには、半導体産業等  
の集積に伴う電力需要の増加に対応できるよう、  
さらなる再生可能エネルギーの確保に向けて取り  
組む必要がございます。

一方で、県内の再エネの約半分を占める太陽光  
発電は、日中に発電が集中するため、発電量が電  
力使用量を超える場合など、余剰電力が生じま  
す。再エネの拡大には、この余剰電力を無駄なく  
活用する必要があり、その方法の一つとして、水  
素の製造と石油、ガスの代替燃料としての活用が  
あると考えています。

また、水素社会の実現には、民間事業者と連携  
した取組が不可欠であるため、昨年度から、県内  
事業者等を交えた意見交換会を開催し、余剰電力  
を活用した水素製造を含め、水素利活用の具体的  
な可能性について議論を行っています。

今年度も、6月4日に開催し、県内のエネルギ  
ー使用が多い企業や半導体関連企業が集積する工

業団地等に対する水素利活用のニーズ調査のため  
の実施方法を協議いたしました。

さらに、カナダで実証中の既存のディーゼルエ  
ンジン改造し、軽油と水素のハイブリッドで走る  
エドモントン市営バスなど、既存の社会資本を  
活用した水素活用の取組なども意見交換会で報告  
し、協議を行ったところです。

今後は、県内企業のニーズ調査の結果を踏ま  
え、意見交換会でより効率的で具体的な水素利活  
用策となるよう議論を深め、水素社会の実現に向  
けて必要とされる取組を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 半導体産業の集積に伴う電力需要  
の増加に対応できるよう、さらなる再生可能エネ  
ルギーの確保に向けて取り組む必要があるとの御  
答弁でありました。

水素の利活用の議論も進め、水素社会の実現に  
向け必要とされる取組を進めるとのこと。さき  
の5つの重点地域、福岡の周辺需要の喚起地とし  
て、熊本がエネルギーシフトの一役を担っていただ  
くことを強く要望させていただきたいと思いま  
す。

次の質問に移ります。

不妊治療における県の取組について質問をいた  
します。

令和4年4月に不妊治療の保険適用が開始され、  
患者負担の軽減や治療機会の拡大が期待されて  
います。この新たな状況において、県が不妊治療  
に取り組む方々を効果的に支援し、地域における  
不妊治療環境を向上させるための対策について  
お尋ねしたいと思います。

まず、今回の保険適用により、不妊治療を受け  
る対象者が増加することが予想されますが、県は、  
県内の患者数の動向を把握しているのでしょうか。  
また、患者数の増加に対応し、質の高い医

療提供を維持向上させるためには、県として、医療機関との連携、例えば、病診連携、情報共有、人材育成などの促進も必要になると思います。

とりわけ不妊治療は、身体的、精神的な負担が大きだけでなく、治療と仕事の両立は、多くの患者にとって大きな課題です。したがって、県として、不妊治療を受ける方への支援や企業に対する不妊治療への理解促進、治療を受けやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。

そのため、治療費助成や企業に対する啓発活動、両立支援制度導入への補助、インセンティブなど、対象者へのサポートとしての具体的な支援策は検討しているのでしょうか。

国においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業をくるみん認定として証し、差別化をしています。さらに、より高い水準の取組を行った企業をプラチナくるみん認定とし、助成金の支給や税額控除の上乗せ等の優遇措置が受けられるほか、令和4年からは、さらに認定基準を引き上げ、トライくるみん認定企業を設けています。

県においても、結婚支援等の応援のためによかボス企業の登録を進めていますが、この制度も企業、自治体にはある程度浸透していることから、そろそろ次のステップに移る段階ではないでしょうか。国の制度を参考に、例えば、結婚支援から妊娠、子育てを応援する、仮称よかボスプレミアム企業としてランクアップしてはいかがでしょうか。

不妊治療に取り組む方々の支援はとても重要な課題です。県として、不妊治療の保険適用開始を機に、患者数の把握、医療機関との連携、仕事と両立などの様々な課題を抱えることとなる対象者のサポートにどのように取り組んでいくのか、よかボス企業の今後の在り方も含め、健康福祉部長

にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 不妊治療を受ける方を支援するための県の取組についてお答えします。

まず、令和4年度から人工授精などの一般不妊治療と体外受精などの生殖補助医療が保険適用となりました。

保険適用後の患者数の状況ですが、県内において、令和4年度及び5年度に不妊治療を受けた方は、それぞれ約3,400人となっています。そのうち、生殖補助医療を受けた方の数が増加しており、保険適用によって治療のハードルが下がり、より専門的な治療を選択する方が増えているということが推察されます。

次に、医療の質の維持向上に向けた医療機関との連携の取組については、医療関係者や学識経験者等で構成される不妊対策事業検討会を設置し、不妊治療に関する現状や課題についての共有及び人材育成のための研修等を行っています。

次に、不妊治療を受ける方をサポートする取組についてです。

まず、本人への支援としては、県では、県女性相談センターにおいて、不妊治療に関する様々な相談に対応しています。相談内容としては、先進医療費に関しては保険適用外であり、全額自己負担となるため、経済的な負担が大きいという相談が多くありました。そのため、これまで市町村に対し行っていた不妊治療費助成事業の助成対象に、今年度から新たに先進医療費を加えました。

また、仕事と両立しながら、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを行う企業への支援としては、国がくるみん認定企業や両立支援等助成金といった制度を設けています。県でも、こどもまんなか熊本・実現計画において、希望を

叶える結婚・妊娠・出産への支援に取り組んでいます。

その中で、よかボス企業も含め、商工労働部とも連携し、広く企業、団体に対して、優良事例や支援制度を周知するといった働きかけを行うことで、休暇制度の創設などの職場における環境整備や機運醸成に努めてまいります。

引き続き、制度の周知や不妊治療への理解を深め、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 不妊治療への保険適用は、答弁にもありました治療のハードルが下がり、受診者は今後も増加すると考えられます。ただ、治療もそうですけれども、仕事や生活環境との両立が非常に大変です。規則を定めるだけでなく、相当の周辺の理解が必要であると思います。

不妊治療といっても、この議場にいらっしゃる方もどんなものなのかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。午前中はプレコンセプションケアの議論もありましたけれども、私も実は不妊治療の経験者であります。残念ながら子供はできませんでした。ただ、肉体的にも精神的にも、負担は、その多くはやっぱり女性が負うことになります。

最近、選挙向けのSNSをよく見る機会がありますけれども、その中に、少子化は男女雇用機会均等法が原因だと叫ぶ人がおりました。女性は働き過ぎるなどでも言うんでしょうか。そのような発言は、ますますこの治療で何とか子供をつくりたいとの思いを踏みにじるものではないかと感じた次第でございます。

この議場にも、女性議員5人いらっしゃいますけれども、いかが思われますでしょうか。制度の周知や理解を深め、安心して治療を受けやすい環

境づくりを強く求めます。よろしくお願いいたします。

続きまして、5番目、GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新等について質問いたします。

1つ目が、GIGAスクール端末の更新予定と旧端末の処分方法について、2つ目が、県庁内の情報機器を処分する際の情報流出防止についてです。

GIGAスクール構想は、2019年に始まった、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学び、協働的な学びを、ICT端末を活用して実現していく構想であります。

翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るため急速に普及し、一般財団法人日本環境衛生センターの資料では、GIGAスクール端末は、全国で950万台に上ると聞いています。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えるに当たり、国は、各種計画の策定要領において、端末更新への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分について記載した計画の策定、公表を義務づけています。

国の説明では、GIGAスクール構想加速化基金を用いた、小中学校段階の1人1台端末の更新予定時期は、台数ベースで全体の8割弱が2025年度に集中しています。特に更新対象端末の処分計画の策定に当たっては、国の通知を踏まえ、処分の際には、端末に保存されている個人情報等のデータについて、各自治体の教育情報セキュリティポリシー等に基づき、確実に消去する必要があるとされました。なお、このことは、リース事業で整備されている場合も同様であります。

GIGA端末の記憶媒体には、写真に自宅の位

置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたりする可能性があります。そして、保存データの抹消方法としては、物理的な破壊や磁気的な破壊、データ消去ソフトによる処理などがありますが、いずれも適切な手法で処理を行った上、データが消去されたことをきちんと確認しなければ、個人情報の流出につながりかねません。

一般社団法人産業環境管理協会によりますと、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適切な処理による環境汚染が国際問題化しているといえます。

このような背景から、G I G Aスクール端末の処分を一般競争入札で行う場合、データ消去費用を計上しないことにより、低価格入札または高値での買取りが可能な事業者や、そのような事業者への処分委託を前提としたリース事業者が入札可能になります。このため、国からは、自治体の財産処分ルールに沿って適切に処分することが求められており、小型家電リサイクル法の認定事業者等であるか、専用ソフトでの確実なデータ消去を行う、または処分台数以上の年間処理実績がある事業者など、適切な入札要件の設定が必要であると考えられます。

パソコンのデータ消去等が適切に行われなかったため、責任者が謝罪せざるを得なかった事例やデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいます。

G I G Aスクール端末からデータ漏えいが生じることがないように、知事部局と教育委員会がそれぞれ縦割りに陥ることなく連携し、認定事業者等

への委託及びデータ消去等に必要な予算措置などを適切に行うことが不可欠であると考えます。

このような状況において、県及び市町村において、今年度以降、G I G Aスクール構想加速化基金を活用した1人1台端末を何台程度更新する予定か、また、その際、旧端末のデータ処分方法についてどのように対応しているのか、教育長にお尋ねします。

また、このG I G Aスクール端末に限らず、県庁内でも個人情報を含む様々な情報が保存された機器が数多く使用されています。D Xが推進される中、県庁内の情報機器を処分する際、情報流出防止についてどのように対応しているのか、デジタル戦略局理事にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、端末の更新予定についてお答えします。

本県では、国のG I G Aスクール構想を踏まえて整備した小中学校段階の端末が、令和6年度から順次更新時期を迎えています。そのため、県で造成した基金を用いて、今年度以降、約8万9,000台の調達を予定しています。

次に、旧端末のデータ処分方法についてお答えします。

端末の調達に当たっては、議員御指摘のとおり、旧端末の処分方法等について記載した端末整備・更新計画の策定、公表が基金活用の要件となっていることから、令和7年3月までに計画を策定し、県及び全ての市町村において公表したところです。

その中で、例えば、県教育委員会の計画では、端末のデータ消去について、リース返却後、契約事業者において、記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認を行うこととしております。

また、全ての市町村が参加する端末の共同調達会議を開催し、調達業務の仕様書を決定しました。仕様書では、国から示された通知内容を踏まえ、小型家電リサイクル法の認定事業者等による端末の適切な処分方法を調達業務の受託希望者から提案することも求めています。

さらに、今月20日に開催する熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会の中で、改めて国からの通知の周知と旧端末の個人情報の確実な消去を含む処分方法について、全ての市町村に説明を行うこととしています。

今後も引き続き、データ漏えいの未然防止など端末の適切な処分も含め、小中学校段階における1人1台端末の確実な更新に向け、市町村と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

〔理事阪本清貴君登壇〕

○理事(阪本清貴君) 県庁で使用した情報機器を処分する際の情報流出対策についてお答えします。

業務用のパソコンをはじめとする庁内の情報機器に保存されている情報の保護、特に個人情報の保護を徹底するためには、情報機器を処分する際の情報流出の防止を確実に行うことが極めて重要と認識しております。

そのため、県では、国のガイドラインを踏まえて策定した熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドラインに基づき、調達方法や用途に応じて、保存された情報を適切な方法で抹消しています。

具体的には、各職員に配備している業務用パソコンの場合は、リース期間満了後に、リース元企業において専用ソフトを使用したデータ消去を行い、また、多くの個人情報を取り扱う、いわゆるマイナンバー関係事務用のパソコンについては、ドリル等による記録媒体の物理的な破壊を行って

います。

これらの作業については、担当職員による現地立会いや処理業者が発行する消去証明書により抹消措置が確実に行われたことを確認しています。

また、各所属で購入した機器の場合は、システム改革課において、購入所属職員の立会いの下で物理的な破壊を行うなど、確実なデータの抹消に取り組んでおります。

今後も、情報技術の進展等に適切に対応し、個人情報の保護、情報セキュリティの向上にしっかりと取り組みながら、本県のデジタル化、DXを推進してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 個人情報の漏えいは、思ってもいないところから発生いたします。リース契約でも、契約事業者に記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認するとの御答弁でありました。念には念を入れて、しっかりと対応していただきたいと思います。

県庁内でも、国のガイドラインに基づき、保存された情報を抹消すること。ドリル等による物理的破壊とありましたが、私も素人ですから、ドリルで穴を開けても何か復元されるというような記憶がございます。そこは恐らく大丈夫なんでしょうけれども、質問でも述べましたように、経済合理性を優先して4割が海外へ輸出されるとの事態もしっかりと受け止め、さらなる個人情報の保護、情報セキュリティの向上に努めることを求めてまいりたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

事業承継に関する県の取組についてお尋ねをいたします。

本年は、いわゆる団塊の世代と呼ばれる800万人全員が75歳以上を迎え、後期高齢者が2,200万人余りと、国民の5人に1人を占める社会が到来

をいたします。

また、全国的に中小企業や小規模事業者の経営者の5割以上が60歳を超える一方で、帝国データバンクが今年の2月に公表した全国の全業種約27万社を対象とした2024年の後継者動向調査によりますと、後継者がいないまたは未定とした企業の割合が52.1%を占めています。まさに、事業承継は喫緊の課題であり、中小企業等の持つ高い技術やノウハウなど、経営資源を存続させていくためには、後継者の育成、資源等の引継ぎなどの取組が必要となっています。

国において様々な事業承継に向けた取組が進められる中、特に中小企業の世代交代を後押しする事業承継税制の活用は、とても効果的なものと考えています。

この制度が始まった当初は、制度を知らないとの声も聞かれていましたので、事業承継税制の周知の必要性については、過去の定例会でも取り上げさせていただき、認知度も上がってきているのではと感じています。

特に、事業承継税制の特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限撤廃や納税猶予割合の引上げなど、事業承継を予定している事業者にとって、非常に有効な制度になっています。

この事業承継税制の特例措置を受けるためには、延長に延長を重ねて、来年の3月までに特例承継計画を策定し、県知事に申請する必要がありますので、改めて制度を周知していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、本制度の周知を含め、事業承継全般に関する県の取組について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 事業承継税制は、非上場中小企業の株式などを先代経営者から譲り

受けた後継者が知事の認定を受けると、贈与税や相続税が猶予または免除となるものです。事業承継を行う中小企業者にとって大変有益な制度であり、商工会及び商工会議所の経営指導員による相談対応や事業承継に関するセミナー等の機会を通じ、周知を進めているところでございます。

こうした取組の結果、昨年度末までの本県における特例措置の認定数は、延べ198件と着実に伸びてまいりました。

議員御指摘のとおり、特例承継計画の提出期限が来年3月までと迫っておりますが、本制度に関する国の今後の検討状況も注視しながら、引き続き事業者への周知を進めてまいります。

また、事業承継は喫緊の課題と認識しており、その取組を加速化させることが大変重要と考えています。

私自身、事業承継の効果や課題等を把握し、今後の施策に反映させるため、先月、阿蘇地域を訪問し、事業を承継された経営者の皆様と意見交換を行ってまいりました。いわゆるのれんと言われる数字では表せない資産も含めて、事業者の皆様がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継いでいくことの大切さを改めて実感することができました。

県では、取組の加速化のため、専門性の高い特任経営指導員による伴走型支援のほか、メディアを活用した周知啓発、事業承継の各段階で必要となる経費の助成、県融資制度による金融支援など様々な支援策を展開してきました。

こうした取組の効果もあり、県内市町村の取組も活発化しており、現在までに14の市町村で商工団体や金融機関等との連携協定を締結されています。

さらに、人吉・球磨地域では、本年3月、管内の全市町村と農林畜産業団体を含む22の団体等が

参画する広域での連携協定も締結されました。

このような地域ぐるみでの取組を総合的に支援するため、県では、今年度、市町村単位だけでなく、広域で実施するアンケート調査や機運醸成のためのセミナー等に要する経費を助成する事業を新たに実施し、一層の促進を図ってまいります。

今後とも、商工団体や事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、様々な支援策を効果的に活用しながら、県内中小企業者の事業承継を強力に後押ししてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 事業承継に関しましては、これまでも、期間が延長されるたびに質問と要望で訴えてまいりました。この取組は、中小企業者にとって大変有益な制度との見解。私も全く同感でございます。部長の力強い何か答弁を感じました。

ただ、これまでも、報道の中で、関係団体の話のインタビューのシーンを見ると、この制度がまだ周知されていないとの話を毎回のよう聞きま。す。特例措置の認定数は198件と着実に伸びているとのこととございますが、最後までこの制度の周知、様々な利用者の体験談などを紹介して、これからの県の経済を支える重要な施策の一つとして取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

時間も何とか間に合ったようでございます。

残り、要望として、特殊詐欺の被害拡大を防ぐというテーマで要望させていただきます。

先週の報道で、県内の特殊詐欺被害が今年異例のペースで拡大しています。このため、県警は、歴史的被害として注意を呼びかけているとの報道がありました。今年1月から5月20日までの被害件数は88件、被害総額は約4億1,300万円に上るとのことです。これは、昨年5月末までの28件、1億5,700万円を大きく上回っており、過去最悪

であった2014年の6億4,000万円を上回るペースとのことです。

これを受けて、県内では、4月に初めて全県アラートが発令されましたが、被害は拡大をしています。高額な被害も目立ち、4月には、熊本市内で70代と80代の女性が合計1億5,000万円の被害に遭っています。手口としては、オレオレ詐欺が57.5%と断トツであり、次に架空料金詐欺が27.4%と続きます。被害年齢は80歳以上が30.1%、70歳代が11%と、高齢者層が全体の約3分の1以上を占めるものの、20歳代が12.3%、30歳代が12.3%と、若年層の被害も報告されています。さらに、被害金交付手段は、ATM等の店舗内が28%、ネットバンキングが19.2%、そして驚くことに、手渡しが31.5%を占めるとのことです。

県警では、電話で「お金」詐欺被害防止コールセンター、通称むさし安心コールの運用を継続中ですが、防犯機能つき電話機等の購入支援や被害防止支援員、でんでんむし隊の運用は、昨年予算が切れているとのことです。

私の身内でも詐欺被害の未遂が起こり、他人事でもなく、できる限りの防止策を講じなければと強く感じているところです。

こうした状況を踏まえた上で、警察本部におかれましては、被害を未然に防ぐ新たな防止策を早急に検討し、補正予算を検討してでも、県民への安心、安全な社会構築に努めていただくことを強く要望いたします。

警察本部においてはと言いましたけれども、知事部局でもしっかり連携をして、何とかこの被害を未然に防ぐ、こういう施策を検討していただきたいというふうに思っております。

以上、質問と要望を終わらせていただきました。

時間が足りないのではないかと思いますけれども

ども、余裕で終わらせていただくことができました。しっかりこれからも勉強を重ねて、また議論に参加をさせていただきたいと思っております。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明13日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時7分散会